

重複保険の法理

——保険法の下での新たな枠組み——

中 出 哲

1. はじめに

保険契約は、給付様式によって、損害てん補方式の契約（損害保険契約および傷害疾病損害保険契約）と定額給付方式の契約（生命保険契約および傷害疾病定額保険契約）に大別され⁽¹⁾、前者には、損害てん補を確保する各種規律が適用される。その一つとして重複保険に関する規律があり、保険法20条に規定されている。

重複保険については、平成20年改正前商法（以下、改正前商法という。）では、632条において同時重複保険の場合の調整方式（保険金額按分主義）、633条において異時重複保険の場合の調整方式（優先負担主義）が定められていた。しかしながら、これらの方式では保険者間の公平が図れない場合が生じるため、実際には、保険約款において独立責任額按分主義に基づく調整方法が規定され、改正前商法の立場を変更する実務が採られていた。

これに対し、2009年施行の保険法は、改正前商法における重複保険の規律を抜本的に見直し、実務で利用されている方式とも異なる新たな方式を導入し

(1) 保険法2条。

た。それが、独立責任額全額主義とも呼ばれる方式で、各保険者は、それぞれてん補責任額の全額に対して保険給付を行う義務を負い、自己の負担額を超えて支払った部分について他の保険者に対して求償する権利を取得するものである。

重複保険を巡る法理は、わが国では、従来、被保険利益概念を利用して説明される場合が多かったが、それは、改正前商法の規律を前提とするものであった。それでは、法律の変更に伴い、保険法の下でこの法理をいかに理解することが適当であろうか。

この点につき、保険法の立案担当者は、重複保険の新たな規律について説明しているが、そのもとに存在する法理論については、あまり解説していないように見受けられる。規律の変更に伴い、損害保険の契約理論面においていかなる変更が生じていると理解することができるだろうか⁽²⁾。

重複保険の規律の趣旨については、利得禁止の観点から説明される場合が多い⁽³⁾。しかし、最近、この法理を利得禁止原則から説明することに反対する見解が示された⁽⁴⁾。利得禁止と重複保険の規律は、どのような関係にあるといえるだろうか。

本稿は、保険法20条の重複保険を題材に、その元に存在する損害保険契約の基礎理論を考察するものである。最初に重複保険の態様を示して重複保険に多様な類型が存在することを確認し、問題意識を具体化するためにいくつかの事例を提示する（第2章）。次に、わが国の改正前商法および保険法における重

(2) 本稿は、保険法における保険価額の定義から損害保険の契約理論上の変動を理解する拙稿「保険価額について—保険法における定義とその意義—」保険学雑誌624号183頁（2014年）において示した問題意識に基づいて、重複保険の法理を考察するものである。

(3) 例えば、山下友信『保険法』409頁（有斐閣、2005年）。

(4) 土岐孝宏「損害保険契約における『利得禁止原則』否定論(1)(2・完)」立命館法学291号217頁（2004年）、同293号256頁（2004年）。土岐孝宏「損害てん補にかかわる諸法則といわゆる利得禁止原則との関係」平成25年日本保険学会全国大会資料12頁以降（学会HP公開資料、2013年10月）。また、超過保険等に関する考察として、落合誠一=山下典孝『新しい保険法の理論と実務』152頁以下〔土岐孝宏〕（経済法令研究会、2008年）参照。

重複保険の規律と学説を検討し、主として理論体系面に関する疑問点を示す（第3章）。これらの問題意識をもったうえで、イギリスの法と学説、ならびにヨーロッパ保険契約法原則（PEICL）を比較材料として参照し⁽⁵⁾、それらとの比較から示唆を得る（第4章、第5章）。以上をもとに重複保険に係る法理の本質について考察を加え（第6章）、結論を示すこととする（第7章）。

なお、本稿において重複保険という用語を用いる場合、学説・実務において一般に重複保険と呼ぶ事象を指すものとする。ただし、それをいかに定義するかは、その本質の理解そのものであり、それが本論文のテーマでもあるので、考察を行ったうえで重複保険とは何かという問いに答えていくこととする。

2. 重複保険の態様と事例

重複保険の法理を検討するうえでは、現実には生じる重複保険の態様を踏まえておく必要がある。ここでは、視野を広くもつために、損害の発生によって生じる給付が重複する場合を紹介して、その多様性を示す。また、問題意識を具体的に示すために、事例も示す。

(1) 重複保険の態様

①同種の保険種目間の重複

まず、同じ保険種目間（例えば、火災保険と火災保険）で保険の重複が生じる場合がある。この類型には、すでに締結している保険の存在を忘れて新たに保険を付けるような場合もあるし、知っていて複数の保険契約を締結する場合も存在する。前者は、長期火災保険を付けていたところ、その存在を忘れて、他の保険会社で1年毎の火災保険を付けたような場合である。また、後者の例としては、価額が高騰するなかですでに締結している契約の保険金額

(5) 重複保険に関するドイツの学説については、土岐・学会報告前掲注4）において詳しく論じられている。

が十分でないと考えて新たに保険を付ける場合がある。例えば、貿易貨物の場合で CIF 条件の売買契約の下で売主が手配した1,000万円の貨物保険について、それとは別に買主が500万円の貨物保険を手配するような場合である⁽⁶⁾。また、保険会社の倒産のリスクを懸念して安心を考えて複数の保険を付ける場合もありえる⁽⁷⁾。適法性の問題は別として、複数の保険から給付を得ることを意図して、重複して保険に付ける場合もありえる。

②異なる保険種目間の重複

保険の重複は、異なる保険種目間でも生じる。例えば、締結している火災保険で家財も保険カバーの対象となっていて、購入した商品についてもその商品に対する保険が付いている場合である。あるいは、家族用の普通賠償責任保険、火災保険において付帯されていた賠償責任担保、クレジットカードに賠償責任保険が付帯されているような場合も、補償が重なる場合がある。こうした保険の重複は、損害保険と損害てん補型の共済とで生じる場合がある。生命保険商品の中には、治療実費を保障する特約も存在するので、それとの重複が生じる場合もある⁽⁸⁾。

③重複する損害保険契約間における価額に関する相違

損害保険契約間で重複が生じる場合でも、それぞれの保険契約における保険の目的物の価額等について、契約間で同一の場合もあれば、相違する場合もある。例えば、同一物に対する重複保険において、約定保険価額が定められてい

(6) これは、増値保険 (increased value insurance) と呼ばれる場合もある。保険契約者が同一であれば、すでに締結している保険契約について、約定保険価額を増額すればよいが、貿易取引の場合、売主から買主に保険証券が譲渡され、買主が、売主が手配した保険では十分でないと考えたときに、追加の保険を手配する場合がある。

(7) これは、保険者が数多く存在し、保険会社の倒産が珍しくない国においてみられる。わが国では、この動機から重複保険に入る例は考えにくい。しかし、輸入貨物などにおいて売主が輸出国の保険会社と保険を付けているが、その会社の保険金支払いに不安がある場合に、わが国の買主がわが国でも保険を付ける場合がある。

(8) 松浦秀明「保険法20条「重複保険」の保険金支払実務への影響」損害保険研究73巻1号87頁(2011年)。

る契約と定められていない契約が重複する場合である。また、約定保険価額が複数の損害保険契約において異なる場合もこの例である。更に、損害てん補を行ううえでの損害算定基準について、締結されている保険の間で相違がある場合もある。

④重複保険の扱いに関する契約上の合意内容の相違

重複保険の処理には、いくつかの方式があり、通常、約款に重複保険の扱いが規定されている。これらの規定内容が保険契約間で異なる場合がある。更には、他の保険契約における給付を優先的に充当して損害額に不足する場合に初めて給付を行うことを規定する条項⁽⁹⁾や、他に保険契約が締結されているか締結される場合には、そのリスク部分については保険責任を負わないとする条項が加えられている場合がある⁽¹⁰⁾。また、他の保険契約の存在を告知義務の対象として、その告知がなかった場合に告知義務違反として契約の解除が可能となっている場合がある。これらの条項は、広い意味では重複保険に関する調整規定といえるが、厳密には、給付の重複が生じないための規定といえる⁽¹¹⁾。

(9) これは、欧米において一般に見られる条項である。わが国における例としては、時価ベースと新価ベースの二つの火災保険があり、時価までの損害については時価に対する保険を先に適用し、それを上回る部分を新価保険で支払う旨の規定などが考えられる（東京海上日動火災保険株式会社編著『損害保険の法務と実務』362頁（金融財政事情研究会、2010年））。

(10) わが国では、外航貨物海上保険において、陸上保険との重複を調整するための条項が入れられている例がある。例えば、東京海上日動火災保険株式会社の外航貨物海上保険約款（英文保険証券）（2009年10月）の本文約款には、以下の条項が挿入されている。“This insurance does not cover any loss or damage to the property which at the time of the happening of such loss or damage is insured by or would but for the existence of this Policy be insured by any fire or other insurance policy or policies except in respect of any excess beyond the amount which would have been payable under the fire or other insurance policy or policies had this insurance not been effected.”また、同様の和文条項が外航包括予定保険契約に含まれていて、その解釈が争点の一つとして争われた事例として、東京地裁平成24年10月5日判決（LEX/DB データベース・文献番号25498316）がある。

(11) これは、いかなる事象をもって重複保険と呼ぶかによるが、給付が重なる場合に重複保険という場合には、これらの約款は、給付が重ならないためのものといえる。その本質は、支払いの対象とする危険や損害部分を限定するものである。

⑤ 準拠法が異なる場合

重複は、適用法規が異なる契約間で生じる場合がある。例えば、輸入貨物が陸揚げされて倉庫保管中に事故が生じた場合に、荷主が手配したイギリス法準拠の外航貨物海上保険と倉庫業者が倉庫保管中の物品のために手配したわが国の法に準拠する倉庫保険との間で重複が生じる場合である。

(2) 損害保険類似制度における給付との併存

保険法における重複保険の規律は、損害保険契約間で重複が生じる場合に適用される。保険法の射程範囲を超えるが、事故によって発生する給付が併存するのは、そもそも損害保険契約間に限らない。

定額方式の保険や各種共済等の給付制度、社会保険などにおける補償が同時になされる場合がある。例えば、出張中にけがによって入院した場合に、家族を対象とする定額給付の傷害保険、損害てん補型の医療保険、出張中の傷害を補償する旅行保険、生命保険契約における特約、労災保険による補償など、同一の事故によるけがに対して種々の制度から給付がなされる場合がある。

こうした給付の併存は、損害保険と保険デリバティブとの間で生じる場合もある。例えば、台風によって工場に物損が生じて稼働不能となった場合に、火災保険と利益保険による損害てん補と台風デリバティブにおける給付が同時に得られる場合がありえる。

これらの類型は、保険法の規律が適用される重複保険には該当しない。これらは、給付がそもそも「重複」といえるのかも明確でない事象である。

視野を更に広げれば、給付を得るために自ら備えた結果ではない給付が同時に得られる場合もある。例えば、事故の結果、義捐金や贈与を受ける場合である。これらは、義務に基づかない給付であるが、それらが損害を被った経済主体に対してなされる場合には、その給付の目的はその経済主体が被った損害（より広くいえば不利益）の軽減にあるとみることができる。

また、各種給付の一つとしては、第三者によって事故が生じた場合の賠償責任や契約上の補償に基づく給付も存在する。商品などに保証がついていて、そこから補償金が得られる場合があり、それらと損害保険とが重なる場合がある。例えば、1年以内の事故については無償で新品に交替されるような場合である。これらは、事故によって生じた損害のてん補のための金銭の支払いや現物の給付にあたる。この場合は、同一の損害に対して、賠償制度や補償制度と損害保険とが重複することになる。この場合の調整は、多くは、請求権代位の問題として規律される。その本質は、事故によって発生する異なる請求権の調整である。なお、保険法のもとでは、保険給付が定額方式であった場合には保険代位が生じないので、被保険者は損害賠償と定額給付の両方の保険給付を得ることができる。

以上、いろいろな事象を掲げてみたが、同一の事象が原因となって給付が生じる制度には様々な類型があり、対象を損害保険契約における給付に限定した場合でも、その態様は多岐にわたることがわかる。

本稿の考察は、保険法における重複保険の法理を考察するものであることから、射程範囲を複数の損害保険契約の重複に限定するが、さまざまな給付の併存事象が存在することも視野に残しながら、重複保険の法理を検討していくこととしたい。

(3) 設例

重複保険の態様は多岐にわたるが、重複保険の法理を考えるために、いくつかの事例を挙げてみたい。以下は、いずれも架空のもので、基礎理論を考察するために事象を単純化したものである。

① 価額の約定がない複数の火災保険の重複【事例1】

時価1,000万円の家屋につき、再建築に2,000万円必要であった。二つの保

險会社に、それぞれ保険金額1,000万円とする保険に入っていた。保険料は、いずれも5万円であった。家屋が全損となって再建することとなった。保険価額は約定されていなく、約款には重複保険に関する特約はなく、他の火災保険の存在は、告知義務の対象とはなっていなかった。

これは、同じ火災保険で重複保険が生じている例である。保険契約者がそのことを知っていて重複保険が生じる場合もあれば、忘れて契約した場合もある。この事例の場合、保険法18条に基づくてん補損害額は、時価である1,000万円となる。重複保険の規律により、被保険者が受領できる金額は1,000万円となり、1,000万円を先に支払った会社は、他の会社に半分の500万円を求償できることになるか。この事例において保険料は返戻されるであろうか。

②責任保険契約の重複【事例2】

家族の賠償責任を対象として、てん補限度額を1,000万円とする賠償責任保険に加入して保険料1万円を支払った。一方、自転車を購入した際に、自転車の総合保険に入って保険料5,000円を支払った。その保険には、1,000万円をてん補限度額とする賠償責任カバーが含まれていた。自転車事故によって2,000万円の賠償事故が発生した。約款には、他保険との調整の条項はなく、免責控除も設定されていなかった。

この事例においては、いずれの賠償保険においても、保険法18条に基づくてん補損害額は1,000万円となるが、この場合に、保険法20条に基づき、被保険者が受け取れる保険金の限度は1,000万円となるか。また、保険料は返戻されるか。

③貨物海上保険と倉庫保険の重複【事例3】

輸入貨物が国内に到着して倉庫保管中に火災が生じて全損となった。輸入者は、CIF 価格の110%を約定保険価額として、保険金額1,100万円とする外航貨物海上保険に入っていた。倉庫業者は、荷主（所有者）を被保険者として、在庫貨物についての火災保険（在庫貨物についての価額の約定なし）に入っていた。事故時の貨物の時価は1,100万円であった。輸入者は、そのほかに、納期遅れのペナルティーと期待収益の損失として合計300万円の損害を被った。外航貨物海上保険には、保険者の責任と決済についてはイギリス法に従う準拠法約款が挿入されていた。また、国内倉庫保険等があれば、それをまず利用して不足する場合にのみ保険金を支払う旨を記載する他保険優先約款が挿入されていた。倉庫貨物の保険においては、重複保険は独立責任額按分主義で処理する旨の規定が含まれていた。

この事例の場合、倉庫業者のてん補損害額は、約款に特約がない場合には、保険法18条に基づき1,100万円となる。倉庫の保険には独立責任額按分主義の条項が入っているため、貨物保険で支払われるべき金額と按分して責任を負担する旨が規定されていたことになる。外航貨物海上保険において支払われる保険金はいくらとなるか。また、荷主は、300万円の損失について自己負担しなければならないか。保険料の扱いはどうなるか。

以上、いくつかの事例を示してみたが、具体的な問題意識として持ちながら、重複保険の法理を検討していくこととしたい。検討のための材料として、最初に、わが国の法と学説、続いて、イギリスの法と学説、最後にヨーロッパ保険契約法原則において、それぞれ重複保険の法理がどのように理解されているかを見ていく。

3. わが国の重複保険に関する規律

本章では、最初に、改正前商法の規律、次に、保険法の規律を確認したうえで、保険法の規律の特徴と若干の疑問点を提示する⁽¹²⁾。

(1) 改正前商法

①重複保険の定義

重複保険に関する規律は、改正前商法においては、632条乃至635条に規定されていた。この規律の対象は、632条で「同一ノ目的ニ付キ同時ニ数箇ノ保険契約ヲ為シタル場合ニ於テ其保険金額カ保険価額ニ超過シタルトキハ」と規定されていたので、この場合が重複保険の規律が適用される重複保険の定義となっていた。学説は、重複保険の規律の要件として、(i)同一の保険の目的物について⁽¹³⁾、(ii)保険事故・保険期間を同一とする複数の損害保険が存在し、(iii)その複数の保険金額の合計額が保険価額を超過することを挙げていた⁽¹⁴⁾。もっとも、(ii)における保険期間の同一とは、重なる部分があればよいので、保険期間の始期から終期までが完全に一致していることを意味するものではない⁽¹⁵⁾。ここにおける同一性の要件は「保険の目的物」や「保険事故」についても同じで、重なる部分があればよいということになる。

(12) 保険法20条の適用対象を示す解釈論とその意義について、竹濱修=木下孝治=新井修司編『保険法改正の論点』（法律文化社、2009年）第8章重複保険〔土岐孝宏〕参照。本稿は、この論考から多くの示唆を受けている。

(13) 複数の保険において保険の目的物が重複するかどうかは、具体的事例において重要な問題となる（その例として、最高裁平成21年6月4日判決・民集63巻5号982頁）。

(14) 鴻常夫「重複保険論」同『保険法の諸問題』1頁以降（有斐閣、2002年）、山下・前掲注3）409頁。

(15) この点での定義の表現について、イギリス法における議論であるが、大谷孝一「英国海上保険法上の重複保険についての若干の考察」関西大学商学論集45巻4号37頁（2000年）における定義に関する議論を参照。

②改正前商法の重複保険の規律の内容

改正前商法は、保険金額が保険契約の目的の価額、すなわち保険価額を超える超過保険が締結された場合に、その超過した部分について、保険契約を無効とする規定を設けていた（631条）。それと同じ論理に基づき、重複保険については、契約が同時に締結された場合と異時の場合に分けて、同時の場合には⁽¹⁶⁾、保険金額を合算して保険価額を超える無効部分について、各保険者の保険金額の割合でもって按分することにし（632条1項）、異時の場合には、先に締結された契約は、それ自体が超過保険となっていない限りは、その契約の全体を有効とし、後に締結された契約は、すでに締結されている契約において保険金額が保険価額に不足する部分についてのみ有効として、超過する部分を無効とする規律を規定していた（633条）。改正前商法では、契約締結の時間的先後関係で優先を定めるが、この考え方（優先主義と呼ばれる。）は、この原則の例外として認められる場合を示す634条にも現れている。

③改正前商法規整における法理論

改正前商法は、保険価額を超える部分の保険契約を無効とし、それが単独の契約によって生じた場合（超過保険）、複数の契約の合算によって生じた場合（重複保険）のいずれも同様の扱いとして論理的整合性を図っていた。この理論は、保険価額の絶対性の考え方に基づくものである。そうでなければ、保険価額を超えることが直ちに契約の無効を導くことにはならない。ここでは、保険価額とは、被保険利益の経済的評価額であり、その被保険利益とは、損害保険契約の目的そのものである。その論理的帰結として、保険価額を超える金額部分について契約の無効が導かれていた。こうした理論構成は、損害保険契約における被保険利益の地位を巡る絶対説の立場を最も純粋な形で示しているものといわれている⁽¹⁷⁾。

⁽¹⁶⁾ 改正前商法632条2項は、契約の日付が同一であるときは、契約が同時になされたものと推定することを規定する。

④改正前商法の規律に対する批判

こうした改正前商法の立場に対しては、理論、実務の両面から批判がなされ、規律を抜本的に改正すべきことが提言されていた。

まず、保険価額を超える保険金額の契約を契約時点で無効とする考え方に對して批判が高まった。保険価額を超える部分を無効とする考え方は、超過部分を有効とすれば被保険者に利得が生じることになるのでそれを防ぐためと考えられてきたものである。しかし、損害てん補の確保は、保険給付は保険事故によって生じる損害の額を超えてはなされない規律（改正前商法638条）が存在することで確保されるので、超過保険について契約時における契約無効を導くことの必要性が疑問視され、また、損害てん補の規律があることから、保険価額の上昇を見込んだ保険金額の設定は許容されてよいとの考えが主張され、超過保険を直ちには無効としない法制が望ましいと主張されていた。この超過保険の位置づけと連動して、重複保険においても、契約時の契約（一部）無効の規律に対する批判が有力に主張されていた⁽¹⁸⁾。

こうした超過保険や重複保険を巡る規律の見直しの背景には、損害保険契約における被保険利益の地位に関する学説の展開が存在する。被保険利益を絶対的に位置づける立場（絶対説と呼ばれる。）に対しては、相対説や修正絶対説からの批判があり、より柔軟な枠組みへの学説の変化が存在する⁽¹⁹⁾。

また、商法規律については、保険価額を超過する保険金額の扱いのほか、時間的先後関係を基準として調整する方式についての批判も有力に主張されていた⁽²⁰⁾。

(17) 山下・前掲注3) 410頁。拙稿「保険価額について」前掲注2) 参照。また、被保険利益の本質を巡る各学説から見た超過保険・重複保険の説明については、田辺康平=棚田良平「保険法演習3 超過保険と重複保険との競合」損害保険研究33巻4号180頁（1971年）が詳しい。

(18) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』115頁（有斐閣、1985年）、西島梅治『保険法〔第三版〕』165頁（悠々社、1998年）、金澤理『保険法上巻〔改定版〕』127頁以下（成文堂、2002年）、石田満『商法Ⅳ（保険法）〔改定版〕』110頁（青林書院、2003年）など。

(19) 山下・前掲注3) 389頁以下。

そして、わが国の立法の在り方としては、諸外国の立法なども踏まえ、被保険者は選択するいずれの保険契約に対しても損害てん補を全額請求することができることとし、各保険者の責任額は、各保険契約に基づく独立責任額の、すべての保険契約に基づく独立責任額の合計に対する割合として、この分担額を超えて損害をてん補した保険者は、その超過額を他の保険者に求償できる規律（独立責任額による連帯主義）が望ましいと提示されていた⁽²¹⁾。

⑤実務運営

一方、実務においては、改正前商法規定は、時間的先後で規律を分けることに問題があり、また保険金額を基準として按分することは一部保険の比例てん補、免責金額などがあるために公平とはいえないことから、改正前商法規定を任意規定と理解して、約款で改正前商法とは異なる規律を規定して対応していた⁽²²⁾。

わが国の実務で採用されてきた方式は、「独立責任額按分主義」と呼ばれている。この方式は、各保険者が他の保険契約がない場合に支払うことになる支払い保険金の額（独立責任額）を算出し、その割合に応じて、被保険者に対する損害てん補義務をそれぞれ独立して負うというものである。また、海上保険契約の場合は、保険価額を約定する評価済み保険が実務原則となっていることから、重複保険の場合に、約定保険価額が異なる場合があり、その場合には、最も高い保険価額を基礎として算出した損害額を基準に分担する旨の規定が設けられていた⁽²³⁾。

また、実務では、モラル・ハザードの抑止や保険者が自己の負担責任を知る

(20) 田辺康平『新版現代保険法』101頁（文眞堂、1995年）。

(21) 損害保険法制研究会『損害保険契約法改正試案 傷害保険契約法（新設）試案 理由書 1995年確定版』（1995年）7頁以降。また、その理論と外国法について、鴻・前掲注14）1頁以降。

(22) 甘利公人=山本哲生編『保険法の論点と展望』115頁〔黒木松男〕（商事法務、2009年）。

(23) 山下・前掲注3）411頁、木村栄一『海上保険』55頁以降（千倉書房、1978年）では、過去の船舶保険における実務が紹介されている。

観点から、通常、重複保険に関する告知義務・通知義務が契約で課されていた⁽²⁴⁾。

⑥重複保険の規律と保険料の関係

改正前商法の規律は、契約時点において重複保険を無効とするものであったので、無効となった部分に対する保険料については、原則として、保険契約者に返還される規律となっていた⁽²⁵⁾。独立責任額按分主義においては、各保険者は按分後の金額に対してのみ支払い責任を負うので、重複部分に対しては責任を負担していないことになる。その結果、責任を負わない部分に対応する保険料は、理論上は返還可能となっていたといえる。もっとも、支払い責任額で按分する場合、比例てん補、免責金額等の要素が存在するので、返還保険料をいかに算出するかは、技術的に容易とはいえない面が存在すると考えられる⁽²⁶⁾。

(2) 保険法の規律の概要⁽²⁷⁾

①保険法における新たな規律

保険法においては、まず超過保険の規律について、保険金額が保険価額を超過した場合に超過分について契約を無効とする改正前商法規律を変更して超過保険を有効とし、善意かつ重大な過失がない限りは超過部分について契約を取

⁽²⁴⁾ 山下・前掲注3) 411頁。

⁽²⁵⁾ 改正前商法642条は、保険契約の全部または一部が無効の場合の効果について、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなければ、保険契約者は保険者に対して保険料の全部または一部を返還請求することができるものと規定していた。

⁽²⁶⁾ これらの場合に返戻保険料がいかに計算されるかは、文献等からは明らかではない。責任保険や費用保険においては、てん補限度額に保険料が直接は比例しないので、返戻保険料の計算は更に難しい。

⁽²⁷⁾ 保険法の理解について、脚注で個別に示しているほか、以下も参照している。江頭憲治郎『商取引法〔第7版〕』（弘文堂、2013年）、石山琢磨編著『現代保険法〔第2版〕』98頁以下〔中村信男』（成文堂、2011年）、今井薫=岡田豊基=梅津昭彦著『レクチャー新保険法〔新版〕』96頁以下（法律文化社、2011年）、潘阿憲『保険法概説』117頁以下（中央経済社、2010年）、山野嘉朗=山田泰彦編著『現代保険・海商法30講〔第8版〕』（中央経済社、2010年）、岡田豊基『現代保険法』108頁以降（中央経済社、2010年）、嶋寺基『新しい損害保険の実務』（商事法務、2010年）、落合誠一監修・編著『保険法コンメンタール』62頁以下〔小林登』（損害保険事業総合研究所、2009年）、福田弥夫=古笛恵子編『逐条解説 改正保険法』63頁以下（ぎょうせい、2008年）、大串淳子=日本生命保険生命保険研究会編『解説 保険法』228頁以下〔藤井誠人』（弘文堂、2008年）。

り消すことができる規律に変更した（9条）。また、保険期間の途中で保険価額が著しく減少した場合は、将来に向かって保険金額を減額請求できる方式にした（10条）。こうした規律の変更に合わせて、重複保険については、重複によって契約が無効となる規律とはせず、それぞれの契約を有効として、保険者は他の損害保険契約に関わらずにてん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負うことを定め（20条1項）、保険者の保険給付の額の合計額がてん補損害額を超える場合において、保険者の一人が給付を行うことで他の保険者の共同の免責を得た場合には、他の保険者に対して分担請求できる方式を採用した（20条2項）。

それまで実務で利用されていた独立責任額按分主義においては、保険者は、自己の負担部分に対してしか責任を負ってなく、被保険者は、すべての保険者に対してそれぞれの負担額を請求しなければならない立場にあった。しかし、保険法は、被保険者は自己が望む順序でいずれの保険者に対してもてん補損害額の全額まで回収できるようにして、契約者の保護と利便性を図った⁽²⁸⁾。一方、保険者間における分担割合は、実務で採用されていた独立責任額按分主義に基づく割合として、その負担責任を超えて支払った場合に他の保険者に対して求償できることにした⁽²⁹⁾。この方式は、独立責任額全額主義、独立責任額連帯主義または独立主義と呼ばれている⁽³⁰⁾。

②被保険者のてん補損害額に対する権利の確保

複数の保険契約においては、てん補損害額が契約間で異なる場合がある。例

(28) 独立責任額按分主義においては、それぞれの保険者の責任は自己の負担分に限定されているので、いずれかの保険者が倒産すれば、被保険者はそれに対する回収を図れない立場にあった。その点で、保険法は、被保険者の権利保護をより強める規律といえる。

(29) 負担部分を超えて保険給付を行った場合に、自己の負担部分を超える部分に限って求償が認められている。

(30) この場合、全額を支払った保険者は他の保険者に分担請求するが、回収できなければそのリスクを負うことになる。しかし、これは、各保険者が連帯責任を負うことを意味するものではない。立案担当者は、この制度を「独立責任額連帯主義」と呼ぶのは誤解を招き適当でなく、むしろ「独立主義」と呼ぶべきとする（萩本修編著『一問一答 保険法』129頁（商事法務、2009年））。

えば、保険価額が約定されていない契約と約定されている契約が重複していて保険価額に相違が生じる場合、各保険契約においてそれぞれ保険価額が約定されているがその価額に相違が生じている場合には、てん補損害額も異なってくる。保険法は、その場合には、被保険者はそのうちの最も高い額までの給付が認められることとして（20条2項）、被保険者の権利の保護を図った。

以上の①および②は、いずれも被保険者の保護を高めた規律といえる。しかしながら、被保険者の保護の観点から実務運営上において配慮すべき点は、なお存在している。ただし、それらの事項については、本稿では扱わない⁽³¹⁾。

③対象とする損害保険契約

改正前商法において、重複保険は、保険価額概念を用いた規律となっていたので、原則として、保険価額概念が当てはまる保険種目についての規律であった⁽³²⁾。一方、保険法の重複保険の規律は、物保険に限定するものではなく、複数の損害保険契約が同一の損害をてん補する場合の一般ルールとして位置づけられている。したがって、責任保険契約や費用保険契約にも同一のルールが適用される⁽³³⁾。なお、生命保険商品等における特約の下で医療費実費が支払われる場合の調整については、引き続き検討すべき論点といえる⁽³⁴⁾。

④規定の性質

20条1項は、保険者が損害保険契約に基づき負担すべき義務の範囲を定めるものであるので、任意規定とされている⁽³⁵⁾。2項も、保険者間の求償ルールであるので、任意規定とされている⁽³⁶⁾。したがって、従来から実務で利用されて

(31) 松浦・前掲注8) 80頁以下は、(i)保険金請求漏れの可能性（一つの保険契約でその契約における全額を回収することによって、他の保険の下で付随的な保険金等を請求することが漏れる可能性）や(ii)保険金請求順序により保険金の支払い額が異なる場合が生じることを指摘し、そのために、保険者による適切な対応が必要であることを説明している。

(32) もっとも費用保険や責任保険については、類推適用する方法はあった。

(33) 萩本・前掲注30) 127頁。

(34) 松浦・前掲注8) 86頁以下。

(35) 萩本・前掲注30) 129頁。

(36) 萩本・前掲注30) 131頁。

きた独立責任額按分主義を規定する約款も有効となっている。

⑤保険料の返還

改正前商法のもとでは、保険価額を超える保険金額の部分は無効であったので、重複保険によって超過保険が生じた場合も、超過する部分については契約が無効となり、それに対応する保険料は返還される理論となっていた。一方、保険法においては、いずれの保険契約も有効となる関係から、保険料の返還が生じない立場に立つものと推定される³⁷⁾。ただし、この独立責任額全額主義をとる場合に保険料の返還を認めないことが正当化されるかについては疑問の余地があるとの見解がある³⁸⁾。もっとも、契約時の認識に齟齬があってそれによって重複保険となったような場合には、錯誤、事案によっては詐欺といった民法上の契約法理から保険契約者を救済する方法が残されていることが指摘されている³⁹⁾。

⑥保険者間の求償ルール

保険法20条に規定される分担の求償権は、保険法において初めて導入されたものである。保険者間の求償の運営については、実務上、詰めるべき点が残されている。それらの問題点としては、独立責任額按分主義と独立責任額連帯主義が併存する場合の調整方法、被保険者の質権者と求償債権者との優先関係、各保険者の損害査定に違いがある場合の調整、被保険者による一部保険者に対する保険金請求権放棄の効果、および各保険者間の情報共有ルールの策定が挙

37) ただし、この点については、条文に記載がなく、立案担当者の解説も明快とはいえない。甘利=山本・前掲注22) 119頁〔黒木〕は、保険法が独立責任額連帯主義を採用した理由のうちの一つには、保険者による保険料全額取得を合理的に根拠づけるために独立責任額全額主義の採用が不可欠であった背景があると指摘する。

38) 甘利=山本・前掲注22) 121頁〔黒木〕。同見解では、この点は、保険法部会においても、消費者保護の観点から異論が出されていたこと（法制審議会保険法部会（以下、保険法部会という。）第3回議事録、8頁以下）を挙げている。また、金澤理監修 大塚英明・児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』120頁〔松村太郎〕（ぎょうせい、2009年）は、保険給付と保険料の対価的不均衡は是正を趣旨とする保険法9条の類推適用によって重複保険においても契約取消権を認めて保険料の一部返還を可能とする方式を提言している。

39) 甘利=山本・前掲注22) 121頁〔黒木〕。また、保険法部会第3回議事録9頁。

げられている⁽⁴⁰⁾。これらの求償権に係る運営上の問題については、本稿の主要テーマから離れるので直接には取り上げない⁽⁴¹⁾。

(3) 保険法における規律の意義と理論面の問題提起

以上述べたとおり、保険法は、改正前商法の規律を抜本的に変更し、それによって、保険契約者、被保険者、各保険者の法的関係に大きな変更が生じている。新たな規律のもとに存在する法理論を考えるために、以下にいくつかの切り口から保険法の規律を分析して疑問点を提示することとしたい。

①保険法における重複保険規律の立ち位置

改正前商法のもとでは、重複保険は、超過保険と並んで、契約の効力の問題に関係する事項として位置づけられていた。しかしながら、保険法では、超過保険（9条）は「第2節 効力」の事項として、重複保険（20条）は「第3節 保険給付」の事項として位置づけられた。すなわち、超過保険と重複保険の規律は、これまではいずれも保険価額を超える契約の無効という法理論における異なる局面（単一契約上の事象か、複数契約による事象か）に係る規律として理解することができた。一方、保険法においては、両者は分離され、重複保険は保険給付の問題として位置づけられた。すなわち、重複保険は、保険者のリスク負担に係る制度ではなく、給付調整の制度として位置付けられていると理解できる。

②重複保険の定義とその概念

上記の①と関係するが、改正前商法と保険法の相違点として、改正前商法では、重複保険の定義にあたる部分があったが（632条）、保険法では、重複保険という表題はあるものの、その定義にあたる部分は条文に示されていない。その点から、両法の間において、そもそも重複保険の概念自体に変動が生じてい

(40) 甘利=山本・前掲注22) 122頁以下〔黒木〕、松浦・前掲注8) 参照。

(41) 求償権の実務運営につき、嶋寺・前掲注27) 参照。

るかどうかについて疑問がでてくる。

保険法に関する解説書では、ほとんどの場合、重複保険の概念（定義）については、これまでの学説上の定義がそのまま踏襲されている⁽⁴²⁾。立案時の資料でも重複保険について、「同一の保険の目的物について被保険者、保険事故、保険期間を共通にする複数の損害保険契約があり、各保険金額の合計額が保険価額を超える場合をいう。」と定義されている⁽⁴³⁾。立案担当者の解説書においても、定義に変更が生じていることの説明はない。しかしながら、この定義は、保険法制定に係る中間試案において示されたものであり、その後の成立法の内容は中間試案とは異なる点があり、その部分についての修正が必要であるほか、解釈で補うべき点が存在するとの指摘がある⁽⁴⁴⁾。定義は、規律が適用される要件にも関係することから重要であるうえ、法理の本質の理解を表す点でも重要である⁽⁴⁵⁾。制定された保険法のもとで、中間試案時に示された定義は果たしてその後も妥当といえるであろうか。

③求償権の本質

次に興味をもたれるのは、新たに創設された20条2項の求償ルールである。これは、保険契約当事者間の権利義務に関する制度ではなく、保険者と別の保険者（すなわち、保険契約上は第三者）間の調整ルールである。この規律は、保険法に規定はされているが、保険契約上の権利義務上に存在する権利についてのものといえるかは疑問がある。この請求権は、重複保険の法理とどのような関係に立つ権利と理解したらよいだろうか。

④任意規定性

保険法20条は、任意規定とされており、これまでのところ、その点について

(42) 例えば、大串・前掲注27) 229頁以降〔藤井〕、甘利=山本・前掲注22) 114頁〔黒木〕。

(43) 保険法部会「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、補足説明という。）39頁。

(44) 竹瀝=木下=新井・前掲注12) 126頁〔土岐〕。

(45) それに加えて、保険用語の解説や辞典などで、どのように定義するかも問題となる。現状では、各種辞書等では、改正前商法下における概念が引き続き利用されている。

の異論や疑問は特に示されていないようである。しかし、ここで注意したいのは、重複保険の法理の説明においては、一般に、利得禁止からその規律の趣旨が説明されていることである。例えば、立案担当者による解説書では、「重複保険について規定を設ける趣旨は、同一の損害をてん補するために複数の保険者から保険給付を受けることによって被保険者に利得が生ずることを防ぐ点にあ」と記されている⁽⁴⁶⁾。この説明自体は、一見したところ常識的であるが、よく考えてみると疑問がでてこなくもない。利得禁止は公序に関係すると考えられるところ、利得禁止から法理を説明しながら、なぜその規律を完全に任意法規といえるか。重複保険に関する規律は、果たして任意法規として理解してよいのだろうか。

⑤利得禁止原則との関係

わが国では、伝統的に、被保険利益の概念を利用して、損害をてん補性の確保に関する損害保険契約理論の本質から各論までを説明してきた学説の歴史があり、重複保険についてもこうした観点から説明されてきたが、近年では、利得禁止原則という概念を利用して損害保険契約理論を理解する考え方が広がっている⁽⁴⁷⁾。しかしながら、利得禁止原則という概念を利用する場合であっても、その概念のとらえ方には研究者によって違いがあり、これを広義と狭義に2分化する考え方（そのうちでも、学説は分かれる。）、広義、狭義、最狭義に3分化する考え方、最広義、広義、狭義、最狭義に4分化する説に分かれている⁽⁴⁸⁾。しかし、これらの学説のいずれにも共通するのは、損害保険において強行法的に課される利得禁止原則が存在するという点である⁽⁴⁹⁾。一方、こうした利得禁止原則は存在しないとして、民法90条の公序則に加えて、保険法において利得

(46) 萩本・前掲注30) 128頁。

(47) その端緒となった論文として、洲崎博史「保険代位と利得禁止原則(1)(2・完)」法学論叢129巻1号1頁、3号1頁(1991年)。

(48) 拙稿「『損害をてん補原則』とは何か」石田重森=江頭憲治郎=落合誠一編集代表『保険学保険法学の課題と展望 大谷孝一博士古稀記念』440頁以下(成文堂、2011年)。

禁止原則を觀念することを否定する学説も提唱されている⁽⁵⁰⁾。

重複保険は、これを利得禁止のための制度として説明するのが通説といえ⁽⁵¹⁾、立案担当者も、上記のとおり、この規律を利得禁止のためのものとして説明している。これに対し、利得禁止原則の存在を否定する学説の立場からは、近時のドイツにおける学説の展開を踏まえ、重複保険についても、これを利得禁止といった公益上の命令ではなく、損害てん補を合意している契約当事者の標準的意思を中心として、重複保険にかかる調整の規律（共同免責の法理）を理解すべきとする見解が示されている⁽⁵²⁾。

この利得禁止原則否定論は、民法90条とは別に利得禁止原則という具体的法命題を保険法に認めることを否定する立場に立ったうえで、保険法20条1項については、「全額主義は、損害てん補を合意した契約当事者が欲するであろう標準的効果意思を表現しているにとどまり」、「保険者の給付を縮減する規律ではなく、保険給付に制約を加えることに反対するという意味で、むしろ利得禁止原則とは対極にある考え方」と捉える。また、2項については、ある保険者からの給付によって他の保険者が免責されるという共同免責の法理を前提とし、他の保険者の保険給付の制限に作用することから利得禁止の考え方が共同免責の法理の根拠にあると考える余地がないわけではないが、そのように考える法文上の根拠に欠き⁽⁵³⁾、2項が規律する共同免責の法理は、「利得禁止原則により命じられる結果（公益的行為）ではなく、損害てん補を合意している契

(49) 筆者は2分説に立ち、強行法的に適用されるものと損害てん補という様式を確保する技術的なものの二つの原則として分類する。拙稿「保険代位制度について ―機能面から見た制度の本質―」経済学研究（九州大学）62巻1～6号487頁以下（1996年）。

(50) 土岐・「損害保険契約における『利得禁止原則』否定論(1)(2・完)」前掲注4)。また、落合=山下・前掲注4) 152頁以降〔土岐〕も参照。

(51) 山下・前掲注3) 409頁。

(52) 土岐・学会報告・前掲注4) 13頁。

(53) この理由として、同報告では、保険法20条は、例えば、「被保険者は、全体で、損害を超える給付を要求できない」といった保険給付の制限を積極的に命令する行為規範を用意することで共同免責を定めているものではないことが挙げられている。

約当事者が重複保険関係という特殊状況下に置かれれば有するであろう標準的な効果意思に基づき、損害てん補合意を処理する場合の、その結果（契約意思による必然）そのものであると解すべき」として、それを前提として求償のルールを用意したものとして、利得禁止原則とは距離のある規定とする⁶⁴。なお、この主張は、ドイツ保険契約法（VVG）76条2文後半の規律に関する学説展開、特に、ドイツ連邦通常最高裁判所（BGH）2001年4月4日判決（利得禁止原則の廃止に関係する判決）後のドイツの学説を参考として、わが国の損害保険契約に関する各種規律を論じたものである。

それでは、重複保険の法理と利得禁止原則は、どのような関係に立つと理解するのが妥当であろうか。重複保険の法理は、利得禁止原則とは関係ないとみるべきであろうか。

（4）小括

以上、わが国における改正前商法と保険法の規律について概観し、重複保険の規律について重要な変更が生じていることを確認した。そして、このような変更において、そもそも重複保険という概念自体も従来と同じに考えてよいか疑問があることも示した。また、利得禁止原則との関係から、この法理論をいかに理解すべきかが問題であることも示した。

これらを問題意識として持ちながら、最初に、イギリス法、続いてヨーロッパ保険契約法原則を確認し、そのうえで考察を深めていくこととしたい。

4. イギリス法における重複保険

（1）重複保険に関するイギリス法

イギリスにおいて保険契約に関する法は、判例法と制定法から形成されてい

64 土岐・学会報告・前掲注4）13頁。

る。主要な制定法として1906年海上保険法 (Marine Insurance Act 1906, 以下, MIA と略す。)がある。MIA は海上保険に関係する法を法典化したものであるが⁵⁵⁾、そのうちの多くの規定は、陸上保険にも当てはまるものである。MIA は、それまでの判例法を成文化したものであるが、それから100年間を超える中で多くの判例が蓄積され、それらがイギリスの法を形成している。イギリス法を理解する上では、陸上保険の判例を含めて、保険に関係する法を確認する必要がある。以下では、まずは条文の形に整理されている MIA を中心に他の判例法も加えて、イギリス法の内容を観察していく⁵⁶⁾⁵⁷⁾。

MIA では、以下のとおり、重複保険に関係する規定は3か所に分かれている。なお、重複保険は陸上保険にも共通する制度であることが判例でも確立している。

まず、32条は、1項において重複保険の定義を示し、2項において、わが国保険法と同じく独立責任額全額主義をとり、被保険者はいずれの保険者に対しても自己が望む順序で保険金を請求できることを規定している。ただし、「この法律で認められたてん補額を超える額を受取る権利はない」と記している。また、約定保険価額がある場合の調整規定や保険者ががてん補損害額を超える給付を受けた場合の規律も示している。

これらの32条の規律は、被保険者 (assured)⁵⁸⁾と保険者という保険契約の当

55) MIA は冒頭で、「海上保険に関する法を法典化する法律」と記している。

56) 訳文は、葛城照三=木村栄一=小池貞治氏共訳「1906年英国海上保険法」に基づく。

57) 以下の記載内容は、脚注に示しているほか、次の文献に基づく。Howard Bennett, “*The Law of Marine Insurance*”, 2nd ed., Oxford, 2006; John Dunt, “*Marine Cargo Insurance*”, London, 2009; Nicholas Legh-Jones *et al.*, “*MacGillivray on Insurance Law*” 11th ed., London, 2008; John Birds, “*Birds’ Modern Insurance Law*”, 8th ed., London, 2010; Malcolm A. Clarke, “*The Law of Insurance Contracts*”, 5th ed., London, 2006; John Lowry *et al.*, “*Insurance Law: Doctrines and Principles*”, 3rd ed., Oxford, 2011; Andrew McGee, “*The Modern Law of Insurance*”, 3rd ed., London, 2011; Donald O’May, Julian Hill, “*Marine Insurance Law and Policy*”, London, 1993; D. Rhidian Thomas, “*The Modern Law of Marine Insurance*”, London, 2009; F. D. Rose, “*Marine Insurance: Law and Practice*”, London, 2012; Robert Merkin, “*Marine Insurance Legislation*”, 4th ed., London, 2010; Robert Merkin, “*Colinvaux’s Law of Insurance*”, 9th ed., London, 2010.

事者間の関係に係る規律を示しているものといえる。

第32条 重複保険

- (1) 同一の危険および同一の利益またはこれらの一部について、二つ以上の保険契約が被保険者によってまたは被保険者のために締結される場合において、保険金額の合計額がこの法律で認められたてん補額を超えるときは、これを被保険者が重複保険によって超過保険を付けたものという。
- (2) 被保険者が重複保険によって超過保険を付けた場合には、
 - (a) 被保険者は、保険証券に別段の定めがない限り、自己の適当と考える順序に従って各保険者に支払を請求することができる。ただし、被保険者はこの法律で認められたてん補額を超える額を受取る権利はない。
 - (b) 被保険者が保険金を請求する保険証券が評価済保険証券である場合には、被保険者は、保険の目的物の実価のいかんにかかわらず、他の保険証券の下で受取った額をその評価額から控除しなければならない。
 - (c) 被保険者が保険金を請求する保険証券が評価未済保険証券である場合には、被保険者は、他の保険証券の下で受取った額をその保険価額の全額から控除しなければならない。
 - (d) 被保険者がこの法律で認められたてん補額を超える額を受取った場合には、被保険者は、その超過額を保険者相互間の分担請求権に従って、各保険者のために受託したものとみなされる。

80条に分担請求権に関する規定があるので、次にその規定をみてもみる。80条の規定は、「損害の支払に伴う保険者の権利」という表題の下で、代位権（79条）とともに掲げられている。80条は、保険者間の求償関係に関する規定となっている。

まず、80条1項は、重複保険の保険者は責任負担金額の割合で損害を分担することを規定する。2項は、分担割合を超えて支払った場合の他の保険者に対

58) わが国では、保険契約の当事者は、保険者と保険契約者であり、被保険者は関係者の立場となる。イギリス法では、保険契約者と被保険者の概念が分かれていなく、assuredは、被保険利益を有し、自己のために保険契約を締結する契約の当事者といえる。

する求償権を規定するものである。

第80条 分担請求権

- (1) 被保険者が重複保険によって超過保険を付けた場合には、各保険者は、自己と他の保険者との間においては、自己の契約上その責めを負う金額の割合に応じて、比例的に損害を分担する義務を負う。
- (2) 保険者の一人が自己の分担割合を超えて損害を支払った場合には、その保険者は、他の保険者に対して分担請求のための訴えを提起する権利があり、かつ、自己の分担割合を超える債務を支払った保証人と同様の救済手段をとる権利がある。

MIA は、保険料の返還について詳細な規定を設けていて、重複保険の場合の扱いについても84条で規定している。保険料が返還対象となるのは、少なくとも被保険者（保険契約者）が重複保険を知っていない場合に限られる。

第84条 約因の欠如による返還

- (3) 特に、(中略)
- (f) 前諸規定に従うこととして、被保険者が重複保険によって超過保険を付けていた場合には、それぞれの超過部分に対する保険料は返還されるものとする。

ただし、二つ以上の保険契約が時を異にして締結された場合において、前の保険契約が既に危険の全部を負担したとき、または、ある保険契約によってその保険に付けられた金額の全額について保険金が支払われたときは、その保険契約に関しては、保険料は返還されないものとする。また、被保険者が重複保険であることを知りながらこれを契約した場合には、保険料は返還されないものとする。

(2) 重複保険の定義

上に見たように、32条1項は、重複保険の定義となっている。ここでは、同一の危険、同一の利益、同一被保険者について複数の保険契約があり、保険金額の合計がてん補額を超える場合に、重複保険による超過保険が存在するとみることが記されている。

しかし、このMIAの定義は問題があるとして批判がある⁽⁵⁹⁾。この定義には保険金額の概念が利用されているが、重複保険の法理は、賠償責任を含む損害てん補の保険に共通して適用されるものであり、そのことは判例でも確立している。また、この定義では、損害てん補を超える給付が与えられることが要件となっていないが、重複保険による超過保険という用語が利用されている。MIAの定義は、物保険を想定したものであると指摘されている⁽⁶⁰⁾。

判例法から抽出される重複保険の要件について、イギリスの学説では、(a)複数の保険契約、(b)同一被保険者、(c)同一の被保険利益、(d)同一の保険の目的物、(f)同一のリスク、とされている⁽⁶¹⁾。更にこのことを単純化して、重複保険の要件は、つまるところ被保険者が損害に対して複数の保険契約から回収できるかどうかである、としている見解もみられる⁽⁶²⁾。

(3) 被保険者の請求権

イギリス法では、重複保険の場合であっても、各保険契約の有効性を認める。この方式は、保険者のうちの一つに倒産が生じた場合でも被保険者に利点がある⁽⁶³⁾。各保険契約の有効性を認める結果、損害額を超える給付を受ける可能性があるため、損害てん補を超える額の保険金を受け取ることはできないことを明文化している。これは、判例法でも確認されている点である。

MIAは、約定保険価額がある場合の扱いについても規定している。この方式の場合、複数の保険契約間で約定保険価額の額に違いがある場合、請求の順序によって、受取保険金の額に相違が生じるという問題があることが指摘され

⁽⁵⁹⁾ わが国の研究者も、イギリス法における重複保険の定義に問題があることを指摘している。大谷・前掲注15) 36頁以下。

⁽⁶⁰⁾ Rose, *op. cit.*, p.613.

⁽⁶¹⁾ Rose, *op. cit.*, p.612 ; Legh-Jones, *op. cit.*, pp.658-666.

⁽⁶²⁾ O'May, *op. cit.*, p.496.

⁽⁶³⁾ Merkin, *Legislation, op. cit.*, p.44. このことは、MIA制定前の多くの判例で確認されているとされる。

ている⁶⁴⁾。そのため、実務上は、約定保険価額が低い保険契約から請求する方式を採ることになる。

MIA では、被保険者は、法律上で損害てん補として認められる額を超える額を受け取ることができないことが規定されているが、イギリスでは、この考え方は、単独の保険契約におけるルールが、契約が複数になった場合も同じ結果となるべきことから導かれていて、損害てん補原則（principle of indemnity）から説明されている。この損害てん補原則は、損害保険（indemnity insurance）⁶⁵⁾は、損害てん補の契約（contract of indemnity）であるので、その給付は損害てん補の性格のものでなければならないというものである⁶⁶⁾。損害てん補の原則は、コモン・ロー上の法理に基づくもので、契約上の意図に基づくものである。なお、この損害てん補の原則は、筆者が参考文献をみる限りにおいては、不当利得（unjust enrichment）という用語を用いて説明はされていない。また、利得禁止（prevention of unjust enrichment）から説明されてもいない。イギリスでは、損害てん補を確保する各種規律は、その契約が損害てん補の契約であることの論理的帰結（corollary）として理解されているといえる。

(4) 分担請求権

①法的性格

MIA は、80条で分担請求権について規定しているので、その点からこの権利は制定法においても確認されているが、分担請求権はもともと是不当利得

⁶⁴⁾ 大谷・前掲注15) 40頁。

⁶⁵⁾ イギリスでは、保険契約を損害保険契約、生命保険契約等に体系的に分類する考え方がなく、わが国における「損害保険」に完全に一致する概念はない。契約類型は、個々の保険契約の特徴に基づき判断する方式がとられている。判例により、海上保険、火災保険、自動車保険などは、損害てん補の保険（indemnity insurance）とされている。

⁶⁶⁾ イギリスにおける損害てん補原則については、拙稿「[損害てん補原則]とは何か」前掲注48) 423頁参照。

(unjust enrichment) を救済するためのエクイティ（衡平法）上の法理とされている⁶⁷⁾。分担請求権は保険契約上の権利義務に基づくものではなく、他人が負担すべき分まで支払った者が負担を免れている人に対して分担請求を認める制度で、保険契約の契約法理とは別の法理論に基づくものである⁶⁸⁾。この制度は、重複保険の場合にのみ生じるものではなく、保証契約（contracts of suretyship）などにおいても認められている⁶⁹⁾。

なお、分担請求権は、もっぱらエクイティ上の性格しか有していないということはなく、保険者は被保険者に対して告知義務違反等の抗弁を有していて分担請求を拒否できるなど、保険者の分担義務は、保険契約上のコモン・ロー上の権利も関係していると説明されている⁷⁰⁾。

②分担請求権の発生時期

分担請求権の発生時期については、損害発生時点とする考え方と分担が請求された時点とする考えがあり、判例上、対立している⁷¹⁾。前者とした場合、事故後の被保険者の義務違反（事故通知の義務違反など）があつて、それに対する制裁を保険契約上で規定していても、その保険者はそれに対する抗弁が認められないことになる。この問題に対する判例は分かれている⁷²⁾。

③分担義務、分担請求権が生じない場合

保険者が締結した保険契約が無効となる場合には、他の保険者に対する分担義務は生じない。また、任意で保険金を支払った場合には、その保険者は、他

67) Bennett, *op. cit.*, p.821; Clarke, *op. cit.*, p.907.

68) クラーク博士は、分担請求の問題は、保険の契約理論の問題ではないので、同博士の著書（The Law of Insurance Contracts）では、その範囲から離れるので取り上げないと記している（Clarke, *op. cit.*, p.907）。

69) Birds, *op. cit.*, p.351. 更に、他人が被った損害に対して責任を有する者に対する、より一般的な分担請求権についての制定法として、1978年民事責任（分担）法（Civil Liability (Contribution) Act 1978）がある。

70) Merkin, *Legislation, op. cit.*, p.114, Bennett, *op. cit.*, p.821.

71) Bennett, *op. cit.*, p.827.

72) Merkin, *Legislation, op. cit.*, p.114.

の保険者に対して分担請求する権利を有しない⁽⁷³⁾。例えば、独立責任額按分主義の条項が契約上に存在していた（この場合、比例按分した後の部分に対してしか責任を負わない。）にもかかわらず、損害の全額に対して支払った場合、自己が負担すべき金額を超えて支払った金銭は、義務のない任意の支払いにあたるので、支払った保険者に他の保険者に対する分担請求権は発生しない⁽⁷⁴⁾。

(5) 分担の基準

MIA は、保険者間の分担請求の基準について、「自己の契約上その責めを負う金額の割合に応じて」（in proportion to the amount for which he is liable under his contract）と規定している。この意味するところは明確ではなく、次の三つの基準が提唱されているが、判例において基準が確立されているとはいえない状況である⁽⁷⁵⁾。

(a) 最大責任方式（maximum liability method）

それぞれの保険者が保険契約上負担する責任の最大額に比例して分担する方式である⁽⁷⁶⁾。これは、物保険の場合であれば、保険金額に基づいて分担する方式である。MIA の文言からみるとこの方式が適合するが、賠償責任の場合には、保険金額の概念が存在しないので適合しない。賠償責任保険の場合にこの方式を利用すると、最大責任額はてん補限度額となるが、てん補限度額を基準にして分担することが適切でないことは明らかである⁽⁷⁷⁾。

(73) Merkin, *Legislation, op.cit.*, p.114.

(74) このことを確認した判例として、*Legal and General Assurance Society v. Drake Insurance Co.* [1992] 2 QB 887.

(75) Rose, *op.cit.*, p.630; Bennett, *op.cit.*, pp.833-839.

(76) これは、わが国改正前商法632条に規定される保険金額按分主義に相当する。

(77) 物保険では、保険金額に比例した保険料を受領するのが原則であるが、責任保険では、てん補限度額に比例して保険料を受領しているものではない。また、てん補限度額を無制限としている場合もある。その場合には、そもそも比例分担の計算もできないことになる。

(b) 独立責任方式 (independent liability method)

他の保険契約がなかった場合に、生じた損害に対して支払い義務を負う金額に比例して分担する方式である⁽⁷⁸⁾。

(c) 共通責任方式 (common liability method)

各保険者が負う責任額が等しくなる部分までは、その損害を半分ずつ負担し、一方の保険者の責任額を超える部分については、その保険者が単独で負担する方式である。

(6) 保険約款上の特約の効果

保険契約には、重複保険の扱いについて多様な条項が織り込まれている。それらは、分担条項 (contribution clause)、共同保険条項 (co-insurance clause)、他保険条項 (other insurance clause) と称されるもので、以下のようなものが存在する⁽⁷⁹⁾。

- ・責任を比例分担分に制限する条項
- ・他の保険から支払われる場合には、その支払いによっててん補されない損害部分に対してのみ責任を負うこととする条項
- ・被保険者が他の保険カバーを手配する場合には、保険者に通知して承諾を得ることを保険契約者の義務として、義務違反があれば支払い責任を負わないとする条項

これらの条項は、超過てん補の不正リスクから保険者を守り、保険金請求の調査を促進させて、他の保険者からの分担請求を容易にするうえで意味があるとされる⁽⁸⁰⁾。これらの特約はいずれも有効として認められているが、保険者の利益のために保険契約上に加えられる条項であるので、保険者の不利 (*contra*

(78) これは、わが国の実務で利用されていた独立責任額按分主義に相当する。

(79) Rose, *op.cit.*, p.636; Clarke, *op.cit.*, p.907.

(80) Clarke, *op.cit.*, p.907.

proferentem) に解釈され、条項が意味をなさない場合には効力は否定される⁽⁸¹⁾。例えば、二つの保険契約が重複する場合で、いずれの契約にも他保険があれば保険責任を負わない条項が入っていた場合、それぞれの効果を認めればいずれからも保険金が支払われないという結果になる。その場合には、両方の条項の効力が否定され、特約がなかった状態とみることが判例で確認されている⁽⁸²⁾。

なお、重複保険の存在は、保険引受けにおける重要事項に該当することが判例で確立している。イギリスでは、被保険者（保険契約者）は重要事実を自発的に保険者に伝える義務を負っている（MIA 18条。同条はその他の保険にも同様に適用される。）。重要事実とは、慎重な保険者が保険料を定め、または保険の引受け決定の判断に影響を及ぼす一切の事情をいう⁽⁸³⁾。保険契約者に義務違反があれば、告知義務違反として契約は取消可能となる⁽⁸⁴⁾。

(7) 分担請求の対象契約

重複保険の場合に分担請求権が発生するが、分担請求権は、先に記したとおり、保険の場合に限るものではなく、保証契約などでも生じる。こうしたことから、損害てん補の保険における保険請求権と契約上の補償請求権が併存する場合に、分担請求権が認められるかがイギリスで争われている。契約上の補償責任を負う者と保険者の間において分担請求を認めた判決⁽⁸⁵⁾があったが、この判決は上院で否定され、契約上の補償義務を負う者には分担請求権は認められず、先に保険者が支払えば保険者は補償義務者に対して代位権を有し、先に補償者が支払えばその分について保険者は損害てん補義務を免れることが明確に

(81) Clarke, *op.cit.*, p.907.

(82) Rose, *op.cit.*, p.637.

(83) MIA 18条2項。

(84) MIA の厳しい効果は、現在、消費者保険では一定程度緩和されている。消費者分野の告知に関する制定法については、中村信男「イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の概観と比較法的示唆」保険学雑誌622号21頁（2013年）参照。

(85) *Elf Enterprises (Caledonia) Ltd. v. London Bridge Engineering Ltd.* [2000] Lloyd's Rep. IR 249.

された⁽⁸⁶⁾。

(8) 分担と代位の相違

分担 (contribution) と代位 (subrogation) は、MIA の条文上、いずれも保険金の支払いに伴う保険者の権利として位置付けられている⁽⁸⁷⁾。両者の異同について、主な点は以下のとおりとなる⁽⁸⁸⁾。

①類似する点

- ・どちらもエクイティを源とする衡平法上の原理である。ただし、いずれもコモン・ロー上の権利としても認められ、生成されてきたものである。
- ・保険契約に限らずに認められる救済・権利である。
- ・不当利得の観点から、その法理が説明されている。

②相違する点

- ・他の保険者に対する分担の請求権は、保険者に発生する。したがって、保険者は自分の名前で他の保険者を訴えることができる。一方、代位においては、第三者に対する請求権自体は被保険者に残り、保険者は被保険者の立場に代位してその利益を得ることができるにとどまる。
- ・代位では保険料の返還は生じないが、分担の場合には、一定の条件のもと、保険料の一部返還が認められる。

(9) 保険料の返還

MIA 84条3項(f)が規定するとおり、重複保険の場合には、一定の条件のもと保険料の返還が認められる。MIA 84条は、約因の欠如の場合の保険料返還を規定するが、84条3項(f)の規定は、約因が完全に欠如している場合にはそ

⁽⁸⁶⁾ *Caledonia North Sea Ltd. v. British Telecommunications Plc.* [2002] Lloyd's Rep. IR 261.

⁽⁸⁷⁾ イギリスの文献では、代位に関する章の後に分担に関する章を設けているものが多くみられる。

MIA でも、79条代位権、80条分担請求権となっている。

⁽⁸⁸⁾ 以下は、筆者の理解による。

の対価たる保険料が返還されるという原則と、一度、保険者の危険負担が発生したら保険料は返還されないという原則の二つが元になっている⁽⁸⁹⁾。重複保険となることを知りながら保険を契約した場合であっても、重複保険となって保険請求が認められなくなる点では約因の欠如に当たるように考えられるが、こうした場合に保険料返還を認めないのは、重複保険をさせないようにするための規律として説明されている⁽⁹⁰⁾。

(10) 小括

重複保険についてイギリス法を見てきたが、そこから次の点が理解できる。

①保険契約関係に関する法理と保険者間の公平性に関する法理の分離

イギリス法では、被保険者と保険者の関係は保険契約により規整され、一方、保険者間の分担請求は、それとはまた異なる法理に基づく権利として理解されている。そして、前者はコモン・ロー上の法理、後者はエクイティ上の法理と歴史的にも異なる源によるものとなっていて、後者は、保険契約に限定されない法理となっている。

②保険契約上の重複保険の規律

重複保険の場合の規律のポイントは、以下となる。

- ・他に保険契約があっても保険契約は有効で、その保険契約が単独で存在した場合と同じ請求権が被保険者に認められる。
- ・契約上の重複保険に関する特約は、原則として、有効であるが、保険者不利に解釈され、他の保険との関係で矛盾が生じる条項はその効力が否定される。
- ・被保険者は自己が選ぶ順序で保険金を請求できるが、法律上の損害てん補額を超える額を受け取る権利はない。

⁽⁸⁹⁾ Merkin, *Legislation, op.cit.*, p.116.

⁽⁹⁰⁾ Bennett, *op.cit.*, p. 820.

- ・知らないで重複保険を締結した場合など一定の条件が満たされる場合に保険料返還が認められる。

なお、法律上の損害てん補額を超えないというのは、「損害てん補の原則」と呼ばれ、損害てん補の契約としての論理的帰結とされている。法源としては、コモン・ロー上の原則とされている。

5. ヨーロッパ保険契約法原則における重複保険の規律

(1) 規定内容

次に、ヨーロッパ保険契約法原則（以下、PEICL という。）における規定もみておく⁽⁹¹⁾。

第8：104条 重複保険

- (1) 同一の利益が1以上の保険者により独立に補償されているときは、被保険者は、いずれか1以上の保険者に対して、被保険者が現実には被った損失をてん補するために必要な限度まで請求をすることができる。
- (2) 請求を受けた保険者は、他の保険者に対する求償権の行使を妨げることなく、自己の保険証券上の保険金額に達するまでの金額を、損害防止費用が支出されているときはそれとともに支払わなければならない。
- (3) 保険者間においては、第2項に定める権利及び義務は、それぞれが被保険者に対して独立に責任を負う金額に比例するものとする。

同原則の解説によると、この原則は、同一の被保険利益が同一のリスクに関して複数の保険者により補償される場合に適用され、その判定時点は、契約締結時ではなく、損失発生時とされている⁽⁹²⁾。被保険者は、いずれの保険契約のもとでも請求権が認められるが、損失が発生したことに起因して被保険者が利

(91) 訳文は、小塚荘一郎他訳『ヨーロッパ保険契約法原則』（損害保険事業総合研究所、2011年）による。

(92) 同解説 C2, 同翻訳書287頁。

得ることがないように、「被保険者が現実には被った損失をてん補するために必要な限度まで」という制限が設けられていると説明されている⁹³⁾。

他保険優先条項などの特約（ダブル・インシュランス条項，エスケープ条項）は，権利濫用的な条項として，PEICLの第2：304条（不当条項）によって無効となると説明されている⁹⁴⁾。

分担請求の基準は，独立責任額按分主義によるものとされている⁹⁵⁾。

(2) PEICLにおける重複保険の規律についての考察

重複保険に関する法の内容は，ヨーロッパの国により相違はあるが，ドイツ，フランス，イギリスを含むほとんどの国（例外は，ポルトガルとスイス）では，被保険者は他の保険がなかったのと同じように請求できる全額主義の立場がとられていて，追って保険者間で分担請求する制度となっているとされる⁹⁶⁾。

PEICLの規律について，背後に存在すると考えられる理論を考えながら検討すると，以下のとおり，いくつかの点で疑問がでてくる⁹⁷⁾。

①重複保険の規律の条文配列上の位置

重複保険の規律は，「第8章 保険金額及び保険価額」に入れられていて，第8章は，「支払額の上限」，「一部保険」，「超過保険の場合の条件変更」および「重複保険」の規律から構成されている。PEICLの解説書では，重複保険の判定時期は損害発生時となると説明されているので，そこから，この規律は保険給付の調整に関する規律として理解されているようにも思われるが，条文が置かれている個所は，保険金額や保険価額の規律と同列になっている。そこから，この規律を理論的にどのように位置付けているのかがわかりにくいよう

93) 同解説 C7，同翻訳書288頁。

94) 同解説 C5，同翻訳書288頁。

95) 同解説 C9，同翻訳書289頁。

96) 同解説 N7～10。

97) これは，筆者個人がPEICLから理解した意見である。

に思われる⁹⁸⁾。

②保険金額の概念が利用されている点

上記①に関係するが、重複保険に関する第8：104条は、その2項で「自己の保険証券上の保険金額に達するまでの金額を」と記載して、限度を示す概念として保険金額 (sum insured) を利用している。イギリスでも、MIA では重複保険の定義に保険金額の概念が利用されているが、重複保険は責任保険等にも当てはまる損害保険共通の規律であることから、物保険を想定したMIAの規定は適当でないと批判されていることはすでにみたとおりである。PEICLでは、保険金額という概念をあえて利用せずに他の用語でも良いようにも思われるが、この点は、重複保険が「第8章 保険金額及び保険価額」の項目に入れられていることとも合わせ、いかなる理論体系上に重複保険を位置づけているのか疑問が出てくるところである。また、免責控除が存在する場合など保険金額より少ない額が支払いの限度となる場合がありうるので、保険金額に達するまでの金額という用語が厳密にみて正確といえるかやや疑問がある。

③保険金請求の限度

第8：104条1項は、「被保険者が現実に被った損失 (losses actually suffered by the assured) をてん補するために必要な限度まで請求をすることができる」と規定している。第8：101条(支払額の上限)の1項においても、「保険者は、被保険者が現実に被った損失をてん補するために必要な金額を超える支払をする義務を負わない」と規定している。第8：101条1項は、任意規定とされているので契約における逸脱が認められており、同2項では、保険の目的物の価額の合意は、目的物の現実の価額を超えている場合でもその効力が認められている。この条文の意図は、解説によれば、損害てん補から逸脱するこ

⁹⁸⁾ この点は、MIAの条文構成にも共通するが、MIAでは、被保険者の保険金請求権の問題は前半に設けられているが、保険価額の項目とは分けられていて、かつ、分担請求は代位と並ぶ位置に置かれている。

とができ、再調達価額によるてん補や新価保険も許容するためであると記されている⁽⁹⁹⁾。単独保険では現実の価額からの離脱が認められていて、現実には被った損害額を限度とする規定も任意規定となっている。一方、重複保険では、現実には被った損害額が限度となるが、これらの条文をどのように解釈したらよいか問題となろう。「現実には被った損害額」という表現は新価を含めて幅のある表現と理解すれば矛盾は生じないことになるが、いずれにせよ「現実には被った損害額」が何を指すのかは曖昧であるように思われ、この点、条文の意図が明確でないようにも思われる⁽¹⁰⁰⁾。

④損害防止費用の扱い

第8：104条2項は「保険金額に達するまでの金額を」としたうえで、「損害防止費用が支出されているときはそれとともに」と記している。重複保険の規律のなかに損害防止費用の扱いまで記す必要があるのかは疑問がある。もっとも、PEICLは、保険金額の外枠で損害防止費用を支払う義務を規定しているので（第9：102条）、保険金額を限度として規定したために、損害防止費用についても触れておかなければならなかったことが考えられる。

⑤分担基準

第8：104条3項における「それぞれが被保険者に対して独立に責任を負う金額」（the amounts for which they are separately liable to the assured）は、解説書では、独立責任額を指すものであると説明されている⁽¹⁰¹⁾。しかしながら、そのように条文が読めるのかは、以下の理由から、やや疑問がある。条文の1項では「同一の利益が1以上の保険者により独立に補償されているとき（If the same interest is separately insured by more than one insurer）」と、利益

⁽⁹⁹⁾ 同解説C2、解説書278頁。

⁽¹⁰⁰⁾ この点で、時価ベースの保険と、時価より高い約定保険価額の保険や新価保険と重複した場合には、それらの保険の中で、最も高い支払額を限度とすることが妥当と考えられ、その点からは、わが国の保険法の規定方式が適切であるように考えられる。

⁽¹⁰¹⁾ 同解説C9、解説書289頁。

(interest) が保険に付けられている (insured) 場合の規定としていて、この1項が、保険契約における危険負担責任 (すなわち最大損害責任額) の重複を意味しているのか、実際に支払う責任を負うてん補額 (免責控除があれば、それも差し引いたてん補損害額) を意味しているのが明確ではなく、そのことと連動して、3項における「責任を負う金額」の意味もいずれを指すのが明確ではないように思われる。イギリスでは、MIA における「自己の契約上その責めを負う金額の割合に応じて」という文言が、最大責任を意味するのか最終責任を意味するのか、あるいはそれ以外の責任分担方式を意味するのか明確でなく批判されているが、PEICL の文言も同様に明確性に欠けているように感じられる⁽¹⁰²⁾。

⑥保険料返戻

保険料については、PEICL 第5章で規定されているが、重複保険の場合にどのような扱いになるのが明確でないように思われる。超過保険の場合の条件変更の場合については、保険料の減額請求権が規定されている。重複保険の規定は超過保険に並んで規定されていることから、重複保険における保険料の扱いがどうなるのか疑問が出てくる。

この点、わが国の保険法は重複保険の規律を支払い額の調整としていることから、それと危険負担の問題は直接には連動していないので、理論的には、超過保険は保険料返還には結び付かないものと考えられる。一方、PEICL の場合、給付額の調整規定として重複保険を位置づけているかどうか曖昧で、その点から、保険料の問題をどのように位置づけているのか疑問がもたれる。

6. 重複保険の法理についての考察

わが国、イギリスおよび PEICL の法と学説等をみてきたが、これらの検討

⁽¹⁰²⁾ この点、わが国の保険法は、18条における「てん補損害額」を基準としていて、給付責任額を意味していることが明確となっている。

を踏まえて重複保険の法理について考察することとしたい。

(1) 保険法における重複保険の規律の意義

重複保険に関する改正前商法と保険法の規律の相違点はいろいろと存在するが、理論的にみて重要と思われるのは、その理論的構造である。改正前商法は、重複保険の調整問題を保険金請求権が発生する根源に存在する契約の有効性の問題にまで遡って重複部分の契約無効を規律していたのに対し、保険法は、保険契約の全部を有効として保険金請求権自体は認めたとうえで、限度を超える給付がなされた場合の調整として保険者間の求償制度を取り入れた。すなわち、改正前商法は、被保険者の権利の問題のなかに保険者間の調整の問題までを一体化していたが、保険法は、被保険者と保険者間の関係の問題と保険者間の調整の問題を分離したといえる。

このように改正前商法のもとでは、重複給付の調整の問題が契約の有効性の問題として扱われていたが、その理論的根拠となっていたのが、被保険利益とその経済評価である保険価額概念にあったといえる。改正前商法は、被保険利益を中核に置いて、その経済的評価額である保険価額を利用して各種損害保険の規律を導き、損害保険の有効性という契約の入口の事項から保険給付の態様規整までを一貫して説明する理論をとっていた。それを利用して、重複保険の場合を、保険価額を超える状態としてとらえ、それによって超過部分の無効を導いていたのである。しかしながら、こうした理論では、契約の有効性に関わる問題（絶対的な事項）と本来任意性がある給付の態様の問題が一体化されてしまい、現実にそぐわない状況となっていた。重複保険の規律も、これまでの硬直的な被保険利益論の体系を利用した理論では無理があり、保険法はそこから決別し、新たな理論的フレームワークを構築していると理解することが適当であろう⁽¹⁰⁰⁾。その結果、重複保険の規律は、給付の調整規律としてのみ位置づけられることになり、その規律が任意法規であることも容易に説明す

ることが可能となった。

このような保険法の重複保険の規律は、イギリス法やPEICLに見られるヨーロッパ諸国の法律と整合的である。保険法の条文は、100年以上前にできたMIAの条文に比べてはもちろんのこと、更には新たに生み出されたPEICLの規定と比べて、むしろ論理構造においてより明確であるように思われる。イギリスでは、MIAの条文は物保険を想定した規定になっていることや、重複保険が契約成立上の問題か損害てん補の調整の問題かが明確でないこと、分担請求の基準が明確でないことなどの種々の問題点が存在し、学説から批判され、また、判例もMIAの規定からは離れる法理論を展開してきていることはすでにみたとおりである。また、PEICLも、筆者が先に指摘したとおり、理論的な明確性を欠く部分があるように思われるが、保険法条文は、重複保険について、条文上の位置付けに加え、それを損害保険一般に共通する給付時の調整規律として明確化していて、その点では、より明快な構造を示しているといえる。

しかしながら、イギリス法やPEICLとの比較からみて、保険法について検討が必要と考えられる点が存在する。イギリス法やPEICLでは、重複保険の法理は、(a)他に保険契約が存在しても保険契約の有効性に影響はなく、給付請求が認められること、(b)複数の保険から損害てん補（PEICLでは、現実には被った損失）を超える保険金を受領することはできないこと、および(c)保険者間の求償ルール、から構成されているといえる。一方、保険法は、(a)と(c)については条文上で明確であるが、(b)の禁止規定については、重複保険の条文である20条には明確には記されていないように思われる。この点こそが、保

(103) この保険法における新たなフレームワークを理解するうえで重要な点は、保険価額の定義の変更である。これまでの学説では、保険価額を被保険利益の評価額として理解してきたところを、保険法は、単に保険の目的物の価額と定義して、被保険利益の量的概念とする考え方をとらなかった。この結果、保険契約の有効性に関わる被保険利益の問題と損害てん補の量的規律を分離することが可能となった。保険価額概念の有する意義については、拙稿「保険価額について」前掲注2)参照。

險法と MIA, PEICL との一番大きな相違点である。それでは、この点について、どのように理解すべきであろうか。

以下に、この点に焦点を当てながら、重複保険の法理の本質について考察していきたい。

(2) 損害てん補を超える給付の禁止

MIA や PEICL では、損害てん補を超える給付の禁止が条文に織り込まれているが、もっともその具体的表現には相違がある。MIA では、「この法律で認められたてん補額を超える額を受取る権利はない」(32条1項)、PEICL では「現実に被った損失をてん補するために必要な限度まで」(第8:104条1項)とされている。共通するのは、いずれにせよ被保険者の請求権を制限する規律が明確に示されていることである。一方、保険法では、重複保険の条文には、このような禁止文言は存在しない。そこで、この点をどう考えるかが問題となる⁽⁰⁰⁴⁾。この点につき、以下に検討する。

まず、保険法は、損害保険契約を「損害をてん補することを約する契約」(2条6号)としているので、保険給付の重複によって損害てん補の枠組みからはみ出す状態が生み出されるのであれば、それは損害保険契約としての本質から外れることになるとして、そこから、損害てん補を超える給付は禁止されると導く方法が考えられる。立案担当者の解説書では、損害保険契約は被保険者に生じた損害をてん補する保険契約であること(2条6号)から、重複保険において、保険者の1人が被保険者に保険給付を行えば、その限度で被保険者の損害がてん補されたことになるので、当該被保険者はいまだ保険給付を受けていない損害の限度でのみ他の保険者から保険給付を受けることができるにす

⁽⁰⁰⁴⁾ 実務上は、保険約款においてその点を明確にして契約上の合意とする方式が可能である。ここでは、保険法における理論の問題としてとらえているので、契約上の合意文言がない場合を想定して議論をしている。

ぎないと説明されている⁽¹⁰⁵⁾。この説明は、給付を制限する規定が他にない中で、2条の定義を利用して、この問題を損害保険契約の本質から説明する立場といえる。

しかしながら、2条は、保険法が適用される契約の定義規定であり、またその定義は「損害をてん補すること」が何を意味するかまでは示していないので、禁止されるべき具体的な限界がこの定義規定から直接導かれると解釈することは難しいのではないかと考えられる⁽¹⁰⁶⁾。

次に、20条2項である。この項は、「各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額を超える場合において」と求償権が発生する要件を示している。てん補損害額を基準としてそれ以上の給付は求償権の対象となるので、そこから被保険者に請求権がないことを導くことができるかもしれない。しかしながら、この項は、保険者間の権利調整の規定であるので、ここから直ちに被保険者の権利制限を導けるのかは明確でないように思われる。また、この2項では、「を超えて給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、」と規定していて、「てん補損害額を超える場合には」としていないし、これによって共同の免責が得られると記しているわけでもない。共同の免責がどの段階で得られるのかについては、この条文のみでは明確にならないように考えられる。この条文は、共同免責を得た後についての規定であって、いかなる場合に共同免責が得られるかを規定するものではないと考えられる。

第三の解釈として、20条において「てん補損害額」を合算の限度と理解して、その根拠として、同てん補損害額は保険法18条に基づくので、同18条における損害てん補の考え方から、重複保険における合算限度まで導く方法が考えられるかもしれない。すなわち、共同の免責が得られるのは、てん補損害額を超過

(105) 萩本・前掲注30) 128頁。

(106) 例えば、事例1において、両方から1,000万円ずつ受領したからといって、その状態によって、それぞれの損害保険契約が損害保険契約にならなくなるとまで導くことはできないのではないか。

する給付が禁止される反射の結果であり、その禁止は18条の論理的帰結として導かれるという考え方である。この考え方について、以下に考えてみたい。

まず、18条においては、てん補損害額は、「その損害が生じた地及び時における価額によって算出する」(1項)と規定され、これは、任意規定となっている。また、約定保険価額があれば、それが保険価額を著しく超えない限りは、てん補損害額は約定保険価額に基づいて算定することになっている。すなわち、18条は、著しい逸脱でなければ当事者の合意が認められる規定である⁽¹⁰⁷⁾。このように、任意性のある損害てん補の基準が、合算の場合の給付制限に論理的に結びつくかを説明する必要がある。

第二に、18条は、単独の契約を想定したものであるもので、それと複数契約を同じに考えてよいかという点がある。単独の契約の場合と重複保険の場合の大きな違いとしては保険料の問題がある。保険契約者は、保険料という対価を支払ったうえで保険カバーを得ている。時価より高い約定保険価額が存在する場合、損害てん補は約定保険価額ベースになるが、その場合、保険契約者は約定保険価額に応じた高い保険料を負担しているのである。このようにてん補基準と対価である保険料との間には一定のバランスが存在している。一方、重複保険の場合、被保険者(保険契約者)は、両方の保険に対して保険金額全額に対応する対価を支払っていたにも関わらずに、受領できる給付が制限されるのである。このように対価関係が不均衡となる。そうすると、対価を保険者に取得させながらも、給付制限を認めるべき十分な理由が存在するかどうかの問題となる。

このように、保険料の点も考えると、18条の損害てん補基準の条文文言だけでもって、直ちに重複保険の給付制限までを論理的に導けるのかは疑問があ

⁽¹⁰⁷⁾ そもそもいかなる状態が著しい逸脱になるかが問題であり、それは、広義の利得禁止原則から判断されるべきと考えられる。この問題については、拙稿「約定保険価額の拘束力 ―損害保険契約における利得禁止原則に関連して―」損害保険研究75巻4号69頁(2014年)で論じたので、ここでは取り上げない。

る。MIA や PEICL では、給付制限に関する明確な規定を設けている。それは、そうした制限規定が必要であるから明確化しているのではないかと推察できる。そうすると、わが国の保険法の立場ではどうであろうか。このことは、条文の文言のみから直ちに導くことには限界があるように考えられるので、そもそもなぜ重複給付の受領が禁止されるのか、その理由を検討し、そこから制限の理由を導く必要があるように考えられる。また、重複給付を受けられる限度は、それ以上の受領が禁止されるべき理由に基づいて導くことができると考えられるので、その点でも禁止されるべき理由が重要といえる。そこで、この問題を検討するために、重複保険の規律の趣旨を検討することとする。

(3) 重複保険規律の趣旨に関する学説とその疑問点

複数の保険が存在する場合に、重複する給付の受領はなぜ禁じられるべきか。重複保険における重複給付を禁止する理由としては、近時の学説等をもとにすれば、わが国では、利得禁止から説明する立場（本稿では、これを利得禁止説と呼ぶ。）と損害てん補を合意している契約当事者の標準的意思から理解する立場（本稿では、これを契約意思説と呼ぶ。）があることは、すでに本稿の第3章で述べたとおりである。

利得禁止説は、損害に対して複数の保険から損害を超える給付を得ることは利得になるので、これを禁止するのがこの制度の目的と説明するものである。この場合、どのような状態が利得として認識されるかが重要となる。契約意思説は、保険における利得禁止原則の存在を否定し、損害てん補を合意している契約当事者の標準的意思を中心として、重複保険にかかる調整の規律（共同免責の法理）を理解すべきとするものである。以下に、それぞれの考え方が重複保険の場合に適合するかどうかを検討する。

まず利得禁止説であるが、この考え方については次の疑問がある。第一に、その場合の利得とは具体的にいかなる状態を指すかである。てん補損害額を超

えると直ちに利得といえるのかが問題となる。第二に、利得禁止は、公序に基づく要請と考えられるところ、そうであれば、重複保険の規律は強行法となるのではないかという疑問である。一般には、保険法20条は任意法規と考えられていることと、この規律が利得禁止の趣旨にあることとが調和するかという疑問である。

一方、契約意思説についての疑問は、第一に、契約当事者の標準的意思内容とは、具体的にいかなる内容を意味するかである。その内容は、てん補損害額がてん補対象となることのみならず、重複保険の場合の合算限度まで意味するかである。第二に、それぞれの契約は契約意思による合意が形成されているにも関わらずに（例えば、約定保険価額があれば、その契約においては、それを基準として給付がなされるという合意が存在する。）、それを調整することまでの意思も個々の契約の意思になっているといえるかどうかである。特に、それぞれの契約でその契約に応じた保険料を負担しているにも関わらずに調整がされること（ほとんどの場合においては保険料が無駄になること）までの意思が保険契約者に存在するといえるかである。第三に、重複てん補の制限は標準的な契約意思の結果と考える場合、合意内容が明確であれば、単独の場合のてん補損害額（の最高額）を超える重複てん補を受けることも許容されるかである。

(4) 重複保険と利得禁止

これらの疑問を検討するためには、保険給付と利得禁止の関係を検討する必要がある。そこで、簡単な例として本稿第2章(3)に掲げた【事例1】を利用して検討することとしたい。

事例1は、時価1,000万円の家屋につき、再建築に2,000万円が必要で、保険金額1,000万円の火災保険を二つの会社と締結していて、それぞれ保険料を5万円ずつ支払っていた場合で、家屋が全損となったケースである。保険価額は

約定されていなく、重複保険に関する特約もない想定となっている。

この場合に、被保険者は保険金をいくら受け取れるか。てん補損害額は時価ベースと考えれば、1,000万円が限度となる。それぞれの契約の意図は、時価ベースの損害てん補といえれば、被保険者は1,000万円までしか受領できないとの考え方を導くことができる。一方、これを利得禁止の観点から考えると、二つの考え方が存在するように思われる。一つは、1,000万円が重なっているので、時価1,000万円を超える部分の支払いが利得になるという考え方である。もうひとつは、実際に2,000万円のコストが必要でそれが損失として実際に生じるのであれば、両方の保険から給付を得ても2,000万円であり、利得が生じているとはいえないという考え方である。

利得禁止を議論する場合に、損害に対する給付が重なることでその重なる部分を直ちに利得として禁止または制限する考え方（筆者は、これを「狭義の利得禁止原則」と呼んでいる。）と被保険者が事故によって生じた損失を超えるものでない範囲では利得とはとらず、それを超える場合に利得とみて禁止する考え方（筆者は、これを「広義の利得禁止原則」と呼んでいる。）に分けることができるように考えられる⁽¹⁰⁸⁾。こうした狭義と広義を分ける意義は、狭義の利得禁止原則は、損害保険契約を効率的に運営する上での規律であるが、一つの給付様式のパターンであり、絶対的な規律ではなく任意性を認めてよいが、広義の利得禁止原則は公序に基づくので強行法規性があると、両者の原則の位置づけを分けることができる点にある。

この考え方をとれば、重複して保険給付を受けることは、広義の利得禁止原則の範囲内で任意性があるといえる。保険法18条では、損害てん補の基準として、約定保険価額がある場合には、保険価額を著しく超過する場合でなければその拘束力が認められている。また、著しく超える場合に約定が認められない

⁽¹⁰⁸⁾ 拙稿「保険代位制度について—機能面から見た制度の本質—」前掲注49)、同「損害てん補と定額給付は対立概念か」保険学雑誌555号64頁（1996年）参照。

理由は公序から説明され、これは、強行性のある規律として理解されている。その点との整合性を考えれば、重複保険の場合も、公序に違反しない範囲で重複てん補を認めてよいという考え方を認めることができるだろう。すなわち、事例でいえば、2,000万円までの給付は、公序違反とはならないという考え方である。

このように、利得禁止の概念を広義と狭義に分ければ、広義の利得禁止原則は強行法規性のある公序要請であり、この考え方を利用すれば、例えば事例1であれば2,000万円を超えてはならない限界となることを説明できる。それでは、狭義の利得禁止原則についてはどうか。狭義の利得禁止原則は、その本質は重複てん補の制限であり、それが公序的要請でないとするれば、名称は利得禁止といつつも強行法規とはいえないものである。すなわち、これは、損害契約という契約様式を利用した場合の合理性に基づく運営であるので、その効果は、契約当事者の標準的な意思内容から導くことになると考えられる。そこで、そのような契約意思が存在するかどうかの問題となる。よって、ここにおいて、この問題は、利得禁止だけでなく、契約上の当事者の意思からも検討する必要があるということになる。

(5) 重複保険と契約当事者の意思内容

損害保険契約においては、物保険の場合であれば時価を基準とするてん補損害額に対して損害てん補を行うものであることは、保険法において明確な原則として記されているので、契約当事者の意思内容もそれを前提としてとみることができる。この時価基準は、任意法規であるので、当事者が保険価額を約定すれば、時価基準の保険価額を著しく超える場合を除き（すなわち、広義の利得禁止原則の範囲内において）、有効である。この場合は、当事者が価額について合意しているので、それに基づく損害てん補について当事者間において意思の明確な合致が存在するといえる。

それに反し、重複保険の場合、状況はやや異なる。事例1を考えてみたい。その場合、合算して2,000万円までは広義の利得禁止原則で許容されるとしても、それぞれの保険においては、各保険者は、1,000万円を保険価額と理解してその額を保険金額としているので、契約当事者の意思について考えてみると、少なくとも保険者は、時価基準による損害てん補を意図していたといえ、それを前提として引き受けているといえる。少なくとも、公序から見て問題のない範囲で二つの保険から保険金を受領してもよいとまでの合意があるとは考えにくい。このように、それぞれの契約における契約意思は、時価ベースの損害てん補であることが明らかであれば、複数の契約になっても、そのベースは同じというのが意思内容であると考えられることには一定の合理性がある。これは、契約意思説の立場でないかと考えられる⁽¹⁰⁹⁾。

しかしながら、契約意思を確認する場合、対価関係にある双務契約においては、給付の側面を見るだけでなく、一方の保険料についても確認する必要がある。損害保険契約は、損害てん補という給付の約束とそれに対する保険料の支払いからなる対価関係のある契約として成立していて、その給付水準に対応する保険料が支払われることが前提となっている。そこで、以下に保険料の問題についても考察することとする。

(6) 重複保険と保険料の返戻

保険給付義務を負う危険の負担とそれに対する保険料は対価関係に立つ。したがって、保険が重複する場合に、保険者はもともと給付義務を負わない場合には、原則として、それに対する対価を取得する理由はなくなる（ただし、制裁としての取得はありうるが、それは政策的な判断であり、別次元の問題といえる）。改正前商法においては、重複保険の規律は契約の有効性から説明され

⁽¹⁰⁹⁾ この点は、イギリス法も同じと考えられる。重複保険は、損害てん補の原則（principle of indemnity）から導かれている。

ていて、重複保険による調整によって無効となった契約部分に対する対価（保険料）が返還される理論となっていた。一方、保険法では、重複保険においていずれの保険も有効であることを認めたとうえで、損害発生後の給付調整の問題となっている。よって重複てん補の制限は、論理的には、危険負担の問題ではないので保険料の返還に結び付きにくい。そうすると、給付制限を行うことと保険料を完全に保険者が収受することの均衡をどう図るかが問題となる。

この点について、先の2(3)①の【事例1】を利用して考えてみたい。被保険者（契約者）は、二つの保険においてそれぞれ5万円を支出している。仮に同じ建物について、再建価額の2,000万円を約定保険価額として一つの契約を行い、その保険料が10万円であった場合、10万円の対価で、2,000万円までの給付が得られることになる。すなわち、保険契約者（被保険者）は、全く同じ対価を負担していながら、一方では、2,000万円が支払われるのに、一方ではなぜ1,000万円に限定されることになるのか。これは公平といえるか疑問である。仮に、重複保険の場合には、保険給付は1,000万円が限度となるが、その分、保険料も調整されて半分となって保険料が返還されるというのであれば、対価関係に変動は生じないので、バランスは維持できる。

保険者は、重複保険が存在しないことを前提とした保険料を受領している⁽¹⁰⁾。保険者は、たまたま他に保険契約が締結されることによって、給付が削減され、保険料の返戻が求められないとすれば、利益を得ることになる。これは、保険契約者の負担によるものといえ、こうした制度がなぜ正当化できるかが問題となる。

この点については、1,000万円の時価てん補が契約当事者の意思であるとし

⁽¹⁰⁾ これに対し、代位については、該当する保険種目において被保険者から第三者に対する損害賠償請求権の発生が想定される分野であれば、保険料もその点を踏まえて算出されているといえる（すなわち、第三者からの一定程度の回収が想定されている。）例えば、貨物海上保険では、求償権放棄特約を付帯する場合には、通常、その分の追加保険料が必要となるが、その理由は、前提に変動が生じるからである。

でも、余分になった保険料を保険者が取得してしまうことまでもが当事者間の契約上の意思と考えることには無理があるのではないかと考えられる。被保険者の保険契約上の権利である給付の受領を制限するのであるから、それは、一般的社会的要請である場合に初めて正当化できるのではないだろうか。

もし保険契約の当事者が時価基準（1,000万円）の損害てん補が上限になることを十分に理解していて、それが契約の意思となっているとすれば、価格上昇を当てにした長期保険などを別にして、1年間に倍まで時価が上昇すると考えていたとはいえないので、当事者の意思通りの契約にはなっていないかということではないだろうか。その場合は、むしろ錯誤による契約として認識すべきもので、いずれかの保険をなしにするか、それぞれの保険金額を500万円にして保険料を返還すべき事案といえるように思われる。もしそうではなく、二つの保険契約を合算しても1,000万円の損害てん補しか受けられないにも関わらずに、合計で2,000万円分に対応する保険料を保険会社が受領して一切返還しないことは、理論的な説明が難しい。例えば、重複保険を契約したことに對するペナルティーとして位置付けることはできるかもしれないが、その場合は、重複保険を締結してはいけないことの説明も必要であろうし、保険料の返還はないことの明確な合意が必要であろう。いずれにせよ、そのような合意の効力は保険者不利に解釈されるべきと考えられる。

一方、事例1において、独立責任額按分主義の特約が挿入されていた場合はどうであろうか。この場合には、時価基準の保険で、てん補損害額1,000万円を二つの保険会社で分担することになる（それぞれは、 $1,000万円 \times 1,000万円 \div (1,000万円 + 1,000万円) = 500万円$ の分担責任を負う。）。この場合、もともとの責任は半分ずつしか負ってないのであるから、保険者は、保険料をそれぞれ半分ずつ保険契約者に返還しなければならないことになる。この独立責任額按分主義は、保険料の問題を考えた場合には、個別の保険契約における損害てん補基準と保険料が対応するので、論理的一貫性がある調整方式といえる。

なお、ここでイギリス法の立場についても考察しておこう。イギリスでは、法律上で規定される損害てん補までしか重複して保険金は受けられないことが、判例法および制定法で定められている。事例1でいえば、1,000万円までとなる。これは、本稿でいうところの狭義の利得禁止原則に対応するものである。しかしながら、この場合に、被保険者（保険契約者）が知らないで重複保険の状態になっていた場合には保険料の返還を認め、知っていた場合には返還を認めない立場をとる。約因がない場合には、保険料を返還することがイギリス法における原則であるが、知っていながら重複保険を締結することを避けさせるものと説明されている。これは、一種のペナルティーとしての位置づけに近いのではないと思われる。イギリスの立場は、一方では、全額請求権を認めつつ、保険料返還も取り入れている点がわが国と異なるが、損害てん補を超える給付を法律上で制限すると同時に、保険料の調整がなされる制度になっているので、給付と対価のバランスは取れているといえる。

(7) 重複保険の法理の趣旨

保険料の問題も見たので、ここで、再度、重複保険の法理の考察に戻ることにした。

保険法に基づく重複保険の規律（20条）については、これを利得禁止から説明する利得禁止説と契約当事者の意思から導く契約意思説の二つの立場があることは、すでにみたとおりである。これに対し、筆者は、この考え方はいずれも20条自体についての趣旨の説明であるのか疑問を感じる。すなわち、重複保険の法理は、イギリス法やPEICLとの比較からわかるように、(a)他に保険契約が存在しても保険契約の有効性に影響はなく、給付請求できること、(b)複数の保険から損害てん補を超える保険金を受領することはできないこと、および(c)保険者間の求償ルール、という三つの部分から構成されているといえる。しかしながら、保険法20条は、(b)の禁止規定については直接定めているとは

解釈しにくい。保険法20条は「共同の免責を得た場合に」としか記していなく、どの場合に共同の免責が得られるかは定めていない。被保険者の保険給付の請求権を制限する場合には、その明確な根拠が必要である。特に、保険料という対価を得ているにも関わらずに給付を制限するのであれば、その妥当性が問われる。このような制限的な禁止の規律を20条からは引き出すことは適当でないであろう。すなわち、20条は、(a)と(c)の規律として理解すべきであるということになる。よって、学説がいうところの重複保険の趣旨は、(a)(b)および(c)の全体、特に利得禁止や契約意思の趣旨の部分(b)についての根拠であるように考えられる。

保険法条文の解釈としては、(b)の制限規定に当たる部分は、20条には記されていない、いかなる損害てん補を行うかという問題として理解すべきことになる。保険法は、損害てん補の枠組みについては、いずれの方式であっても(すなわち、損害てん補が狭義の利得禁止原則に基づく損害てん補に制限する場合でも、広義の利得禁止原則をもとにそれまでは任意性のあるてん補とする場合であっても)、適合できる柔軟な枠組みを提供していると解釈できる。結局、(b)を形成するのは、広義の利得禁止原則に反しない限りは、契約で定めればよい事項となるので、契約自由の問題となる。もっとも、(b)は保険料という対価関係も踏まえて契約の合意を導くべきものである、保険料の観点から見ても正当化できるものでなければ、(b)の合意の効果は制限的にみるべきであろう。このように、重複保険の法理は利得禁止のためのものであるという説明は妥当であるが、その利得禁止原則に該当する部分は、実は、20条ではなく、18条によるということになり、かつ、その場合の利得禁止も、給付を制限づけるのは、広義の利得禁止に抵触する場合となる。

広義の利得禁止に抵触する状態となった場合には、強制的に超過給付を認めない立場に立つので、無駄となる保険料が生じたとしても、公序に違反して契約者が複数契約を付けた結果であるから、制裁的な対応として、保険者が保険

料を取得することは正当化できるであろう⁽¹¹⁾。一方、てん補損害額を超えれば給付を受けられないことは、てん補基準の問題であり、契約意思説が示すように、標準的な契約意思から導かれるものであろう。しかしながら、その場合の契約意思は、給付の側面だけでなく、保険料の支払いも含めて意思内容を理解すべきである⁽¹²⁾。

具体的に考えるために、再度、事例1を取り上げてみたい。この場合、両者の給付によって利得は生じないといえるのであれば、法律によって強行的に保険給付の制限を行うべきものとは言えない。20条には、そこまでの根拠は示されていないからである。同様に、責任保険が重複する事例2を考えてみたい。この場合も、二つのてん補責任額の合計額を限度とするのが妥当であろう。これらの場合、保険料の返還は生じない。

一方、保険者の契約上の意思は、時価による損害でてん補、あるいは最初からの賠償額の部分(1st layer)について重複保険処理をすることにあり、保険契約者もその前提で合意しているので、重複てん補は受けられないというのであれば、少なくとも多くの保険料を受領していて、契約が意思どおりの形になっていないということになる。その場合は、錯誤などの契約法一般の規律を利用して、当事者の意思に沿った処理にすればよいといえる。

なお、この事例1や2では、重複保険に関する特約がないことを前提としている。保険者としては、てん補損害額を超えれば直ちに重複保険の処理を行うこと(狭義の利得禁止原則を適用すること)が意思であれば、例えば、独立責任額按分主義の約款を挿入するか、独立責任額全額主義としつつ、合計で時価額等の実損害を限度として、その場合にてん補の限度を超える分の保険料は返戻する旨を契約で明確に合意すればよいといえる。その場合は、契約当事者の

(11) 超過保険に準ずる処理を行うことも可能であろう。

(12) 合算してもてん補損害を限度とする法理論をとり、それを標準的規律とするのであれば、保険料も返戻される理論となっていなければ、整合的でないように思われる。

損害てん補基準に対する意思内容は、その対価との関係でも論理的矛盾を伴うことがなくなる。

(8) 重複保険の法理の任意法規性

以上の議論をもとに、重複保険の法理の性格を検討したい。

保険法20条は、重複保険の法理のうち、すでに述べた(a)と(c)の部分しか規定していないのであるから、この条文は、当然、任意法規とみることで問題ない。20条の1項は被保険者の権利、2項は保険者間の調整であり、いずれも任意法規と理解できる。

重複てん補を禁ずる(b)の規律は、条文上の根拠としては、基本的には18条に基づくほかないが(2条の定義も補完的役割は有する。)、その18条は、時価を著しく超える約定保険価額を認めないこととなっていて、それによって損害てん補において禁止されるべき制限を示し、この規定を公序に基づく強行的規定として位置付けていると理解できる⁽¹¹³⁾⁽¹⁴⁾。

したがって、重複保険の法理のうち、(b)の部分には、公序に基づく広義の利得禁止原則が適用されるもので、その範囲で強行法規性を有しているといえる。

以上をまとめれば、20条を任意法規とする立案担当者の説明は妥当ということになる。重複保険の法理は、利得禁止の部分を含むが、その部分は18条等から導かれるので、18条等の中に一部分、強行法規性の問題が織り込まれていると理解できる。

(113) 保険法部会中間報告補足説明38頁、保険法部会第21回議事録39頁、保険法部会第23回議事録15頁。

(114) 中間試案における説明では、18条2項は任意規定とされているが、但書が利得禁止原則に係る規定であるので、それに反する規定は効力を否定されることがありうるとされている(保険法部会中間試案10頁、同補足説明38)。

(9) 重複保険とは何か

わが国において重複保険は、保険価額や保険金額の概念も利用して定義される場合が多い。これは、改正前商法における重複保険の位置づけを前提としているといえる。一方、保険法には、定義規定が存在しない。

そもそも重複保険を定義する意義は、それに関する規律の適用範囲に関係する。その点から見た場合、保険法における規律は、損害保険に共通して適用されるものであるから、被保険者が被った損害に対して重複して損害保険の給付を得られる場合を指すといえるのでないかと考えられる。重複保険の定義のなかに、保険価額や保険金額の概念を取り入れることは、物保険を前提とする概念で妥当とはいえないといえる。保険法の条文を素直に読めば、重複保険の概念には、保険の目的物、保険価額、保険金額という概念のいずれも不要となっているように考えられる⁽¹¹⁵⁾。もともと、保険価額や保険金額の概念を利用した定義は、物保険の場合を典型例として示したもので、その概念と規律を物保険の場合以外にも適用するものと考えて、定義自体の文言を議論すべき実益はないという指摘があるかもしれない。しかしながら、そのような定義は、この規律が出口（給付調整）の規律であることの本質を示していなく、むしろ入口（契約の有効性）の問題と混同する意味で適当ではないといえる。保険法の規律は保険給付に関する出口規律となっていて、保険「契約」の重複ではなく、保険「給付」の重複に関する規律として、損害保険契約一般に共通する規律として位置づけていることから解釈すれば、本規律における重要な要素は、「同一の被保険者に同一の損害に対して重複して損害てん補の請求権が発生する場合」となるのではないかと考えられる。価額概念に関する保険の目的物、保険価額、保険金額は、いずれも要件として不要であり、さらにいえば、給付の調整制度としての性格からみると「同一の保険事故」という点さえも不要と考えられる。

(115) 責任保険や費用保険については、保険金額という概念も当てはまらない。保険の目的物は、該当する場合もあれば、該当しない場合もある。

原則として、同一の損害は同一事故をカバーしている保険の場合に給付が重複すると考えられるためである⁽¹¹⁶⁾。

このような重複保険の理解は、要は、同一損害に対する保険給付の重複を意味し、イギリスの研究者の一部が指摘している考え方⁽¹¹⁷⁾に類似すると考えられる。そして対象とする事象は、保険法20条の条文をみれば導かれるので、重複保険の定義を条文に示すことも不要といえる。よって、保険法が重複保険とは何かを定義していないことは、むしろ妥当といってよい。なお、この理解は、明らかに中間試案の段階で示された重複保険の定義とは異なる。条文文言も最終的には中間試案段階から変更されているので、定義についても制定された条文においては変動が生じていると理解すべきであろう⁽¹¹⁸⁾。

(10) 代位との異同

重複保険における保険者の権利に注目すると、分担請求の求償権は保険契約外の第三者（保険者）との関係のものであるので、それと代位とで類似する機能が認められるように考えられる。

イギリスでは、代位と分担は関連して論じられることが多く、いずれもエクイティを法源とするもので、不当利得の点から説明される法理論となっている。そのようななか、契約による損害てん補責任に対して、分担請求権が適用されるか代位権が適用されるかが争われて判例法を形成していることはすでに

(116) しかし、仮に、異なる保険事故がどちらも同一損害を生じさせる場合があれば、因果関係上はいずれの原因も損害と相当因果関係があるということになるので、いずれの保険契約においても支払い責任が発生し、その場合に、20条の調整ルールを類推適用することが考えられるかもしれない。これまでの重複保険の定義であれば、このような事例は重複保険には当たらないが、本稿の議論に基づけば重複保険の規律を類推適用してよいことになる。例えば、火災と地震それぞれがいずれも建物の全損をもたらしたとして、火災保険契約上は火災との因果関係ある損害として認められ、地震保険においても地震による損害として認められるような場合、両方の保険におけるてん補責任が発生し、その給付を調整するルールとして重複保険の法理を利用する方法である。

(117) O'May, *op. cit.*, p.496.

(118) しかしながら、この点は立案担当者の説明では特に触れられていない。

みたが、こうした点が争いになるのは、分担請求権と代位権が類似していることの証左といえる。

分担請求権と代位権を比較すると、いずれも同一の事故が端緒となって法的な請求権が発生し、損害てん補のための請求が重なることが共通する。しかし、分担請求権では、保険金請求権という同じ種類の債権間の分担における調整であり、代位権の場合には、過失のある賠償義務者の損害賠償と被保険者（保険契約者）が自ら対価を負担している保険契約上の損害てん補という性格に違いがあり、保険者よりも賠償義務者を最終的な損失負担者として優先させるべき価値判断が存在する。それによって、損害事故発生を抑止や過失者に対する制裁機能が高められる。一方、分担の場合は、てん補責任者間関係は並列であり、てん補の優先度において同等である。

このように、代位と分担の本質的相違は、てん補義務における優先度の問題といえる。複数の賠償義務者間で優劣がある場合（優劣を付けるべき社会的価値判断がある場合）の制度が代位であり、並列関係にあるのが分担と理解できる。

冒頭に、保険契約の重複には多くの類型があることを示したが、これらの請求権が重複する場合の規律として、保険法は、両者の間に優先関係が認められる場合の規律と並列関係の場合の規律の二つを示しているものと理解してよいのでないかと考える。

(11) 事例に対する回答

最後に、本稿における考察に基づき、第2章(3)で問題提起した事例について考えてみたい。

① 価額の約定がない複数の火災保険の重複【事例1】

この事例は、時価1,000万円の二つの保険が重複する事例で、再建価額が2,000万円で、家の焼失によって2,000万円の損失が生じる場合である。この場合に、

それぞれの保険は時価基準の保険であるので、その金額をもとに超過給付を制限し、保険者の求償権を認めるかどうかとなる。

本稿の見解では、保険料は保険者が取得して返戻されないという状況とのバランスで考えると、1,000万円を超えた状態で、保険者が共同の免責を得られるといえるか疑問がある。18条でも、公序に反しない範囲でのてん補の合法性が認められている。したがって、1,000万円以上を超えても、2,000万円までは広義の利得禁止原則には反しないので、被保険者の重複給付を認めてよいのではないかと考える。

仮に、契約当事者の意図は、時価基準のてん補であったといえるのであれば、意図に反した保険契約となっていたといえるので、給付調整の法理を利用するのではなく、契約の錯誤等の契約の有効性の法理を利用して、契約そのものを意図どおりに修正して保険料も返還する方法を検討すべきである。

②責任保険契約の重複【事例2】

責任保険は、賠償責任の額毎に特定部分を引き受ける方式（例えば、0から100万円は自己負担、そこから5億円までをA保険会社、それを超えて20億円までB保険会社など）もあるが、そうでない場合には、てん補限度額の意味は、0からの損害額に対して対象とする責任の限度を意味していると考えられる。事例における2,000万円の賠償事故に対して、それぞれ、0円から1,000万円部分の責任を負担するのが趣旨であると考えられるので、重複保険の事例といえる。その場合、1,000万円までの賠償責任が保険金支払いの限度となる。

しかしながら、両保険者は保険料対価を取得していることを考えると、保険者の反対の意図が明らかでないのであれば、強行的な意味での利得禁止の観点からは、重複が許容されるといえるので、被保険者に2,000万円の保険金受領を認めてよいのではないかと考えられる。もし、保険者の意図がそうではないことが契約上明確であれば、複数保険者を合算して1,000万円までの支払いとなるが、その場合には、保険料の返還も行うべきといえる。

③貨物海上保険と倉庫保険の重複【事例3】

この事例の場合、倉庫保険におけるてん補損害額は、保険法18条に基づき1,100万円となる。外航貨物海上保険は、イギリス法準拠となっており、イギリス法の下で重複保険をどのように処理するかということになる。この事例では、約款に他保険優先の条項が含まれており、この条項は、イギリス法の下で有効であるので、荷主は倉庫保険から1,100万円を受領し、貨物保険からは保険金は支払われないことになる。保険料の返還については、イギリス法が適用されるか日本法が適用されるか明確とはいえない面はあるが、保険期間が開始し、主要な危険負担区間である海上運送中の危険を保険者はすでに負担しているので⁽¹¹⁹⁾、いずれの法の下でも返還されないと解すべきであろう。また、300万円の損失は、物の被保険利益に対する損失ではないので、いずれの保険でも対象外の部分であり、てん補されない⁽¹²⁰⁾。荷主は外航貨物海上保険に対する保険金請求権自体を有していないので、倉庫貨物の保険者は、分担請求権を取得しないと解することが妥当であろう。

7. まとめ

本稿の議論をまとめれば、以下のとおりとなる。

重複保険に関して、わが国保険法は、商法の規律を変更して、イギリスを含むヨーロッパの主要諸国の法と整合する新しい規律を整備した。わが国の新保険法では、損害保険契約の理論についての大きな変動が生じていて、被保険利益概念を利用して契約の有効性の問題から保険給付の態様規整までを一貫して説明する理論から決別し、両者を切り離し、重複保険の規律を保険給付が重な

(119) 貨物保険では、航海を1単位として保険料を算定している以上、期間の一部の事象について給付義務を負わないからといって、その部分について保険料の返還が認められると考えることは難しいであろう。

(120) この点で、事例1は、同じ所有者利益上の損害評価の問題であり、ここでは、問題とする利益(被保険利益)に相違がある点が異なる。

る場合の給付調整の規律に変更したことが一番大きな変革といえる。

しかしながら、保険法20条をイギリスのMIAやヨーロッパ保険契約法原則と比較すると、他では示されていて給付調整における最も重要な部分と考えられる「損害額を超える重複受領を禁止する規定」が保険法には明記されていないことに注目される。本来であれば、その部分が重複保険の法理の中核になるのでないかと考えられるので、その部分が、保険法のどこから導かれるかが問題となる。その際、保険法の規律は、理論的には保険料の返還が生じない考え方となっているので、保険料を収受しているにも関わらずに、重複てん補が禁止される理由を十分に説明できなければならない。

そこで、重複保険の規律の趣旨の考察が必要となるが、学説を見ると、規律の意義を利得禁止から説明する立場と契約当事者の標準的意思内容から説明する立場がみられる。利得禁止から導く場合、広義の利得禁止原則に触れる範囲で重複受領を禁止する理論を導くことができ、公序要請に基づく調整制度として、保険料の返還がないことも説明が一応つく。しかしながら、公序から、てん補損害額を超える給付の受領を認めないこと（重複てん補の排除、すなわち狭義の利得禁止）までを導くことは難しく、契約当事者の合意から導くほかない。しかし、合意から導く場合、支払った保険料を保険者が収受することとの関係を理論的にいかに説明するかは容易でない。いずれにせよ、これらの学説は、保険法20条自体についての解説であるのか疑問がある。

以上の考察を踏まえ、本稿は、重複保険の法理とは、理論的には、(a)他に保険契約が存在しても保険契約の有効性に影響はなく、給付請求できること、(b)複数の保険から損害てん補を超える保険金を受領することはできないこと、および(c)保険者間の求償ルール、という三つの部分から構成されていると分析し、保険法20条は、このうちの(a)と(c)の規定であり、(b)は20条自体には規定されてなく、これを18条の損害てん補の基準の規律から導く考え方を示した。そして、学説がいう利得禁止と契約意思は、18条の問題として考察さ

れるべきもので、そのいずれもが18条の趣旨を説明する上で重要な考え方になることを示した。

このように考えた結果、18条では、公序に触れない範囲で任意性のある損害てん補が認められていることをもとに、重複保険の場合には、保険者が保険料を受領する理論をとる限りは、保険料とのバランスから、重複する受領は、広義の利得禁止原則によって禁止されない限りは、許容されてよいことを示した。また、この重複てん補の制限の問題は、損害てん補性に関する態様規整であるので、契約当事者間で明確化すればよい問題であることから、重複保険の場合も合算して実損てん補を貫くことが保険者の意図であれば、それに応じた条項を設けて明確化し、その条件に対応する保険料を受領すればよいとの結論を導いた。実務的には、重複が生じた場合の措置について保険契約で明確化し、その内容が保険料との関係も踏まえうえて妥当といえれば、契約で規定する処理方式は、広義の利得禁止原則に触れない限りにおいて有効であると考えられることになる。

以上の理解をもとに、保険法の重複保険の規律の意義を評価すると、保険法の新しい規律は、イギリス法やヨーロッパ保険契約法原則のモデルと大枠においては整合し、MIAやPEICLの条文文言には理論面でやや不明確と考えられる点があることに比べ、論理的な一貫性が更に認められる規律といえるように考えられる。20条では、重複てん補の禁止規定は明文化されてはいないが、それは保険法の欠点とはならないように考えられる。逆に、この問題は18条の損害てん補基準の問題として消化され、18条における任意法規性と強行法規性の問題として判断されるようになっていく。また、保険料の扱いについても規定されていないが、それは、重複保険の扱いに連動するので、一律に重複保険の場合の規律として定めることが適当でないのが当然といえる。保険料は、20条の問題ではなく、危険負担とその対価関係の問題として整理されるべきものといえる。このように、保険法の重複保険の規律は、理論的整合性が高く、かつ

柔軟な枠組みとなっているといえる。さらに付言すれば、20条で新たに規定された求償権は、代位権と対比できるものであり、代位権は重疊的な給付請求において請求権に優劣がある場合、分担請求の求償権は並列の場合の調整制度として、二つの権利の意義を理解することができる。このことは、多様な損害てん補制度が併存する今日において有益な整理を示しているといえる。このように、新しい保険法の枠組みを評価することができる。

しかしながら、このような理論的変革は、立案担当者等から直接示されているわけではないように思われる。理論面から考察すると、従来からの重複保険の概念・定義についても抜本的に変容しているといわざるをえないが、そのような説明はなされていない。もっとも、こうした保険法の理論に対する分析は、立案担当者が直接示すものではなく、理論研究によって深めるべき領域の問題といえるであろう。

(主要参考文献)

- 甘利公人=山本哲生編『保険法の論点と展望』（商事法務，2009年）
石田満『商法Ⅳ（保険法）〔改定版〕』（青林書院，2003年）
今井薫=岡田豊基=梅津昭彦著『レクチャー新保険法〔新版〕』（法律文化社，2011年）
今泉敬忠=大谷孝一『海上保険法概論〔第三版〕』（損害保険事業総合研究所，2010年）
今村有『海上保険契約法論 上巻』（損害保険事業総合研究所，1978年）
今村有『海上保険契約法論 下巻』（損害保険事業総合研究所，1980年）
石山卓磨編著『現代保険法 第2版』（成文堂，2011年）
江頭憲治郎『商取引法 第7版』（弘文堂，2013年）
大串淳子=日本生命保険生命保険研究会編『解説 保険法』（弘文堂，2008年）
大谷孝一「英国海上保険法上の重複保険についての若干の考察」関西大学商学論集45巻4号33頁（2000年）
鴻 常夫『保険法の諸問題』（有斐閣，2002年）
大森忠夫『保険法〔補訂版〕』（有斐閣，1985年）
岡田豊基『現代保険法』（中央経済社，2010年）
落合誠一=山下典孝編集『新しい保険法の理論と実務』（経済法令研究会，2008年）
落合誠一監修・編著『保険法コンメンタール』（損害保険事業総合研究所，2009年）
葛城照三=木村栄一=小池貞治共訳『1906年英国海上保険法』（損害保険事業総合研究所，1977年）
葛城照三『貨物海上保険普通保険約款論 付・運送保険普通約款論』（早稲田大学出版部，1971年）
加藤由作『海上損害論』（巖松堂，1935年）
加藤由作『被保険利益の構造』（巖松堂，1939年）
加藤由作『改訂 海上被保険利益論』（新紀元社，1951年）

- 加藤由作『海上保険新講』（春秋社、1962年）
- 金澤理『保険法上巻〔改定版〕』（成文堂、2002年）
- 金澤理監修 大塚英明・児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（ぎょうせい、2009年）
- 木村栄一『海上保険』（千倉書房、1978年）
- 木村栄一=大谷孝一訳『テンブルマン海上保険—その理論と実際—第6版』（原著書 R. J. Lambeth, “*Templeman on Marine Insurance: Its Principles and Practice*”, 6th ed., 1986）（損害保険事業総合研究所、2001年）
- 木村栄一=大谷孝一=落合誠一編『海上保険の理論と実務』（弘文堂、2011年）
- 小塚莊一郎他訳『ヨーロッパ保険契約法原則』（原著書 Project Group Restatement of European Insurance Contract Law, “*Principles of European Insurance Contract Law (PEICL)*”, 2009）（損害保険事業総合研究所、2011年）
- 小町谷操三『海上保険各論〔1～5巻〕』（岩波書店、1966～1968年）
- 嶋寺基『新しい損害保険の実務』（商事法務、2010年）
- 勝呂弘『海上保険〔改訂新版〕』（春秋社、1955年）
- 洲崎博史『保険代位と利得禁止原則(1)(2・完)』法学論叢129巻1号1頁、3号1頁（1991年）
- 損害保険法制研究会『海上保険契約法改正試案理由書 1995年確定版』（損害保険事業総合研究所、1995年）
- 損害保険法制研究会『損害保険契約法改正試案 傷害保険契約法（新設）試案 理由書 1995年確定版』（1995年）
- 竹濱修=木下孝治=新井修司編『保険法改正の論点』（法律文化社、2009年）
- 田辺康平『新版現代保険法』（文眞堂、1995年）
- 田辺康平=棚田良平「保険法演習3 超過保険と重複保険との競合」損害保険研究33巻4号180頁（1971年）
- 東京海上日動火災保険株式会社編著『損害保険の法務と実務』（金融財政事情研究会、2010年）
- 土岐孝宏「損害保険契約における『利得禁止原則』否定論(1)(2・完)」立命館法学291号217頁（2004年）、同293号256頁（2004年）。
- 土岐孝宏「損害てん補にかかわる諸法則といわゆる利得禁止原則との関係」平成25年日本保険学会全国大会資料（学会HP公開資料）（2013年10月）
- 中出哲「イギリス法における保険代位の概念と法律根拠」損害保険研究57巻3号125頁（1995年）
- 中出哲「保険代位制度について—機能面から見た制度の本質—」経済学研究（九州大学）62巻1～6号487頁以下（1996年）
- 中出哲「損害てん補と定額給付は対立概念か」保険学雑誌555号64頁（1996年）
- 中出哲「『損害てん補原則』とは何か」石田重森=江頭憲治郎=落合誠一編集代表『保険学保険法学の課題と展望 大谷孝一博士古稀記念』423頁（成文堂、2011年）
- 中出哲「約定保険価額の拘束力—損害保険契約における利得禁止原則に関連して—」損害保険研究75巻4号69頁（2014年）
- 中出哲「保険価額について—保険法における定義とその意義—」保険学雑誌624号183（～202）頁（2014年）
- 中村信男「イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の概観と比較法的示唆」保険学雑誌622号21頁（2013年）
- 西島梅治『保険法〔第三版〕』（悠々社、1998年）
- 萩本修編著『一問一答 保険法』（商事法務、2009年）
- 藤岡康弘監訳『ヴァイヤース=ヴェアント 保険契約法』（原著書 Hans-Leo Weyers, Manfred Wandt, “*Versicherungsvertragsrecht*”, 3 Aufl., 2003）（成文堂、2007年）

- 潘阿憲『保険法概説』（中央経済社，2010年）
 福田弥夫=古笛恵子編『逐条解説 改正保険法』（ぎょうせい，2008年）
 藤田仁『被保険利益 その地位と機能』（成山堂，2010年）
 松浦秀明「保険法20条「重複保険」の保険金支払実務への影響」損害保険研究73巻1号75頁（2011年）
 松島恵『船舶保険約款研究』（成文堂，1994年）
 松島恵『海上保険論〔改訂第8版〕』（損害保険事業総合研究所，2001年）
 山下友信『保険法』（有斐閣，2005年）
 山下友信=竹濱修=洲崎博史=山本哲生『保険法〔第3版〕』（有斐閣，2010年）
 山野嘉朗=山田泰彦編著『現代保険・海商法30講〔第8版〕』（中央経済社，2010年）
 横尾登米雄『保険辞典〔改訂新版〕』（保険研究所，1978年）

- Bennett, Howard, "*The Law of Marine Insurance*", 2nd ed., Oxford, 2006.
 Birds, John, "*Birds' Modern Insurance Law*", 8th ed., London, 2010.
 Clarke, Malcolm A., "*The Law of Insurance Contracts*", 5th ed., London, 2006.
 Dunt, John, "*Marine Cargo Insurance*", London, 2009.
 Gilman, Jonathan et al., "*Arnould's Law of Marine Insurance and Average*", 17th ed., London, 2008.
 Hodges, Susan, "*Law of Marine Insurance*", London, 1996.
 Jarvis, Barrie G., "*Reeds Marine Insurance*", London, 2005.
 Legh-Jones, Nicholas, et al., "*MacGillivray on Insurance Law*", 11th ed., London, 2008.
 Lowry, John, et al., "*Insurance Law: Doctrines and Principles*", 3rd ed., Oxford, 2011.
 McGee, Andrew, "*The Modern Law of Insurance*", 3rd ed., London, 2011.
 Merkin, Robert, "*Marine Insurance Legislation*", 4th ed., London, 2010.
 Merkin, Robert, "*Colinvaux's Law of Insurance*", 9th ed., London, 2010
 Noussia, Kyriaki, "*The Principle of Indemnity in Marine Insurance Contracts A Comparative Approach*", Berlin, 2007.
 O'May, Donald, Hill, Julian, "*Marine Insurance Law and Policy*", London, 1993.
 Project Group Restatement of European Insurance Contract Law, "*Principles of European Insurance Contract Law*", Munich, 2009.
 Rose, F. D., "*Marine Insurance: Law and Practice*", 2nd ed., London, 2012.
 Thomas, D. Rhidian, "*The Modern Law of Marine Insurance*", volume 3, London, 2009.